

No. 4220

監獄協會雜誌

第 一 號
第 貳 拾 八 卷

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊每月一回二十四日發行

(大 正 十 四 年 一 月 二 十 四 日 發 行)

監獄協會雜誌第二十八卷第一號目次

○ 論	○ 談	○ 寄	○ 叙	○ 彙	○ 保
○ 歲首に於ける吾人の所感……………(一頁)	○ 人望……………尾原 靜 乘 (一五頁)	○ 浮浪者と犯罪者……………武田 宇南 (四〇頁)	○ 軍人犯罪者之其保護に就て……………澤田 順次郎 (七卷第十一號)……………日本犯罪學會々員 渡邊 圓 流	○ 報……………(八九頁)	○ 新潟縣下の保護事業と司法官の活動……………
○ 自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず(承第二十七卷第十一號)……………佛國法學博士 原 夫次郎	○ 統 計……………(二二頁)	○ 大正三年十一月分入出監並月末在監人員表外三表……………	○ 監獄衛生雜感(其十一)……………金澤 貧 樂 生	○ 鹿兒島縣保護協會各支會之設置……………	○ 鹿兒島縣保護協會各支會之設置……………
○ 監獄局長の講演を讀む(一)……………典 獄 某	○ 雜 纂……………(二八頁)	○ 東京監獄構内空氣細菌検査成績(大正三年十一月二十一日調)……………仙臺 K 生 處	○ 個性勤勉の訓政と監獄作業……………前橋 櫻 井 革 聲	○ 愛知慈善會三河支部保護場入佛式及竣工式概況……………	○ 浦和監獄川越分監少年受刑者處遇の近況に於ける一節……………白井 勇 松
○ 出獄より一年目……………仙臺 K 生 處	○ 談 叢……………(一五頁)	○ 個人の獨立經營なる免囚保護事業者加藤 卯吉君と其事業一斑……………仙臺 教 誨 師 三 池 法 潤	○ 宮城縣巨理郡保護會發會式……………	○ 茶話會○贈與金……………	○ 其後の加盟保護會及移轉……………(一〇〇頁)
○ 監獄局長の講演を讀む(一)……………典 獄 某	○ 寄 書……………(四〇頁)	○ 浮浪者と犯罪者……………武田 宇南	○ 監獄協會會報……………(九八頁)	○ 茶話會○贈與金……………	○ 其後の加盟保護會及移轉……………(一〇〇頁)

監獄協會雜誌第貳拾八卷第一號

論 說

歲首に於ける吾人の所感

斗柄回轉歲茲に新なりと雖ども時恰も諒闇の期に在り愁雲未だ全く千代田の城頭を去らず學國尙恐懼憂愁の中に在り此際此時吾人は會員各位と與に一大白を浮べて皇運無窮を祝し奉るを得ざるを憾む

然りと雖ども吾人は兎も角茲に大正四年を迎へたり殊に歐洲の大戦尙酣なるに拘はらず忠勇なる我陸海軍は近く一舉青島を屠り妖雲を東亞の天より掃蕩し以て戦捷國の榮譽を博したるのみならず今秋には即位の大禮をも舉行せらるゝ筈なりと拜聞す帝國の前途洋々として海の如きものあるを覺へずんばあらず固より國家大政の事の如きは直接吾人の關與する所にあらず刑事政策殊に監獄並に

免囚保護の事業に就ては如何にして之を改良發展せしむべきかは吾人の一大責任なり年の新なると共に更に希望と勇氣と熱心とを以て銳意努力せざるべからざるなり

惟ふに我監獄事業が年を趁ふて漸次改良發達の機運に向ひつゝあるは事實なり殊に最近四五年來は改良の實蹟顯著なるものあり經濟に衛生に作業に其他諸般の職務に就き良好の成績を奏せるは監獄統計の示す所たり昨年統計は未だ之を閱するに由なしと雖とも各地より接手せる情報に依りて綜合すれば之を一昨年に比較して優良なること尙一昨年其前年に於けるに譲らざるものあるべし殊に昨年は一昨午行政整理の後を受け職員の減員經費の減額ありしに拘はらず中央監督の指導宜しきを得たると我監獄官吏の奮勵努力とは之れが爲め甚しき映響を蒙る所無くして豫定の成績を挙げたるは吾人の特に欣快とする所なり又免囚保護事業に至りては二三年來俄然勃興せるの觀あり之を數年前に比較すれば殆んど霄壤の差あること茲に今更謂ふの要なし近く昨年中に於て篤志家宗教家の經營に因りて新に創設せられしものゝみを以てするも其數貳拾有餘に降ら

す今や多數なる出獄人の大部分は保護を受けて社會に同化するの機會を得ざるもの無し又盛なりと謂ふべし固より保護會の多數は其創立以來日尙淺くして其基礎未だ鞏固なるに到らず其活動未だ充分なりと謂ふを得ずと雖も年々歳々進歩發達するの趨勢にあり基金の増殖會員の増加の如き之を證して餘あり社會一般に犯罪防遏の思想未だ幼稚の域を脱せざるの時に於て斯る趨勢に在ること比較的優良の成績として之を稱讚するも溢美にあらざるべし

然り然れども竊て我監獄事業に對し仔細に之を觀察すれば往々形式に拘泥せざる乎の憾なしとせず若し夫れ各個の監獄に就て之を視れば各別の特色ありて一様に之を論評すべからずと雖も一般に多少此弊竇より蟬脱し能はざるものあるは決して否定し得ざる所たるべし嘗に監獄事業のみならず免囚保護事業に至ても又然るのみならず一層甚しきものあり是れ吾人の最も遺憾とする所たりとす

抑事物に形式と實質の二方面あること猶吾人に身體と精神の二方面あるが如し形式立たざれば即ち事物其體を失し實質成らざれば即ち事物其用を失ふ事物體

を失すれば散漫に流れ事費用を失すれば固陋に流れん試に世間一般の事物に就て之を謂へば禮義は社交上の必要條件たり若し吾人の社會より禮儀を撤退すべし即ち如何到底社交上の關係をして今日の如く圓滿ならしむること能はざるべし且つ夫れ形式と實質とは固より各別の物にあらずして一個の事物を兩面より觀察したるものに過ぎず恰も物に表裏形影の相伴ふて離れざるが如し人較もすれば即ち謂ふ是れ形式のみ何んぞ深く顧みるに足らんやと謬れるの甚しと謂ふべし爾のみならず我監獄事務の如きは百般の事物大概法令を以て規定せられ監獄官吏の自由裁量に屬するもの極めて狭し形式の輕からざること尙實質の重んずべきが如しされども形式は形式の爲めに存するにあらず實質ありて後形式の存すること論を待たず徒らに形式の末にのみ拘々として其精神を没却するが如きは活用の妙を逸し所謂柱に膠して瑟を鼓するの陋に陥るべし豈に戒しめざるべけんや

監獄を參觀して先づ一驚を喫すべきは構内の清潔なるの一事ならん其監房たると工場たると通路たると將又溝渠たるとを問はず構内到處清掃せられ一塵芥

を留めず歴々として箒痕の認むべきものあるを見るべし然れども一度歩を進めて倉庫物置其他日常出入せざる場所に入りて之を検すれば縦令塵埃に埋もるゝの不潔無きも頗る外觀の瀟洒たると相伴はざるものなしとせず清潔の保持は監獄行刑の一要件なれども必ずしも斯の如き極度の清掃を要するにあらざるべし況んや或場所或部分に至ては全く然らざるものあるに於てをや又去て出納の状況を査察せよ其記録の正整にして收支の明確なるに拘はらず一度物品の保管如何物品の受授如何物品の使用如何と問へば其取扱の注意と親切とを缺けるもの無しとせざるべし曾て某會計検査員は某官衙の出納を検査し喝破して曰はく記録は事實の影なり事實の影ならざるべからず然るに事實と記録とは往々齟齬する所ありて記録の爲めの出納なるが如き觀ありと我監獄部面に於ても之と相似たる事實無しと謂ふべからず然り而して是れ一例のみ若し仔細に列擧し來れば行刑の各方面に於て多少斯る反影の認むべきものあるを疑はず而して是皆な形式に拘泥するの致す所たらんばあらず蓋し形式に拘泥するは即ち半面に精神に觸るゝ所乏しきを意味せざるを得ず精神に觸るゝ所乏しきは事實に徹底せざ

るの餘弊たらずんばあらず吾人は謂ふ我監獄官吏が形式を重んずるは甚だ可なりと雖ども之れが爲め徒に形式にのみ捕へられず一面に形式を忽にせざると共に更に精神に觸るゝ所一層多からんことを希望せざるを得ざるなり

眼を轉じて保護事業の實況を觀察するに形式に拘々たること一層甚だしきものあり創立の當初は勿論始終經營者の腐心せる所のものは會長を始め役員を選定に在るが如し某を以て會長と爲すが故に某を以て總裁と爲さざるべからず某を以て總裁と爲すが故に某々を以て顧問と爲さざるべからず其他曰はく名譽會員曰はく評議員と而して其顔振を見れば大概其地方知名の士にあらざるはなし内容の振はざるに似ず何ぞ其外形の堂々たるや船頭徒に多くして船山に上るの諺に漏れず役員のみ多數にして却て事業の振はざるの感あるもの多し役員多數尙忍ぶべしと雖ども有名無實の役員を見ること尠しとせず畢竟外形の美ならんことを求むるに因るにあらざらんか而して是れ亦固より其一例に過ぎざるのみ蓋し徒に看板を壯美にし顧客を喚ぶの爲に倣ふは現今其何種の事業たるに拘はらず各地方とも大概然らざるはなし是れ其事業の振はざる原因の一たらずんば

あらず吾人は免囚保護事業を以て高尚にして眞面目なる事業と信するを以て斯る俗悪なる風習に浸潤せざらしめんことを要求せざるを得ざるなり吾人は新年の初頭に立ちて特に我監獄並に免囚保護事業の爲めに言はんを欲する所のものは是のみ終に臨み肅みて會員諸子の健康を祈り併せて斯業の爲め奮勵努力せられんことを請ふ

自由刑に對する懲治主義の補充制度

を論ず(承第二十七卷第十一號)

附 刑餘者に對する刑事政策論(所謂免囚保護制度論)

佛國法學博士

原

夫次郎

第二項 免囚保護制度

免囚保護制度は出獄人を保護せんが爲めに供用する所の制度にして此制度に依り一面に出獄人の再犯發生なからんことを擁護し其發生の誘導を阻止し豫防す

ると同時に他面に亦出獄人が能く其行状を守るも世間公衆は酷薄冷遇其使備を峻拒し其再犯は宛も必然避く可からざるものゝ如く之れに望むに常に疑懼厭忌の眼を以てするが故に世間公衆に代つて此等の出獄人を保護し救済するに在り故に此保護の任に當る可き者は固より戒心的にして且つ献身的ならざる可からざるを以て其保護院の制度も亦何等國家の行政的若くは公權的性質を帶びしむることなく全然私的専行權の下に活動し得らる可きものたらしめざる可からず從て此場合に於ける國家の公力は唯之れが助長獎勵に勗むる外漫りに其間に介在す可からずと爲し現に一千九百五年奧國「ブダペスト」市に開催したる萬國監獄會議は國家の責務と免囚保護事業に對する國家公權の徑界なる議題下に同一の論結を齎したるのみならず「Le rôle de l'Etat et la délimitation de ses pouvoirs en matière de patronage. — Congrès pénit. internat. de Budapest de 1905, 3^e sect, 3^e question」佛國に在りては其前既に一千八百八十五年八月十四日の法律第七條及び第八條に於て同國內に現實に免囚の保護を目的とする所の私設團體に對しては同國政府は唯單に豫算の定むる所に從ひ補助金を下付す可き旨を保證したる外自ら進んで免囚保護

事業に何等施設する所なかる可きを明規したるを観る加之由來學者の論する所も亦其軌を一にし例へば「アルヘル、クータン」氏の著免囚保護團體論 (M. Albert Courtant, Les sociétés de patronage, Paris, Marchal et Billard, 1898.) の如き「アン、マン、ブラヴィエ」氏の著免囚保護論 (M. Armand Praviel, Le patronage des libérés, Toulouse, 1901.) の如き「アン、リ、ジョリー」氏の佛國獄制論 (M. Henri Joly, dans Les institutions pénitentières de la France en 1895, 3^e partie, 2^e section d, 239 à 265) の如き「キヌ」氏の佛國監獄協會に於ける免囚保護に關する取調報告 (Le rapport de N. Cuche à la Société générale des prisons et la discussion qui a suivi dans les séances du 16 avril et du 28 mai 1902, Rev. pénit. 02, p 617 et ss, 777 et ss.) の如き皆然らざるはなし而して此制度は一般學界に於ては固より一千八百七十八年來再度夫の萬國監獄會議 (市に開催したる同會議及ヒ一千八百九十年「スウェーデン」に開催したる同會議是なり) に於て其有益なることを是認し且つ公表したるより爾來歐米各地に一大速進力を以て此種の組織的團體を簇出せしむるに至りしが就中白耳義國の如きは一千八百九十年より一千九百五年に亘り時の司法大臣「ル、ヂウ、ヌ」氏 (M. le Ministre Le Jeune) の熱心なる唱導に依り爾來一層斯業の盛運

を護生せしが又佛國の如きも或は同國監獄協會の事業下に或は一千八百九十三年の創立に係る地方及び聯合の免囚保護協會の事業下に全國到る所此種の保護機關を設置せざるなく現今其數全國を通じて實に百二十有餘の免囚保護團體と其他尙ほ同團體の目的を助成し且つ有効ならしむるが爲めに與つて力ある可き六十有餘の私設勞働救濟所を計上するに至りたり而して此等多數の同一目的下の保護及び救濟團體は互に聯絡を通じ彼我の事業を増進發展せしめんが爲め一千八百九十三年十二月二十三日以來巴里に中央聯合免囚保護會 (Union des sociétés de patronage de France) を設置し或は定期に全國各地に其聯合團體員を集合して諸般の討議を爲し或は定期月刊雜誌を發行し夫の佛國監獄協會雜誌と俱に同國內及び他外國に於ける免囚保護事業に關する極めて精確なる報導を爲して以て益々其事業の進行と發達を計るあり寔に盛なりと謂つ可し

然りと雖も如此歐米各地に簇出したる免囚保護團體は何れも其國々の出獄人のみを保護救濟するを目的とするものにして未だ外國人の出獄人をも合せ保護救濟する所謂國際免囚保護會の設立せられたることありしを聞かず然るに從來國

際間の出獄人に對する取扱方は一般に外國人たる囚徒の滿期出獄せんとするや司獄官は先づ之を其地の行政官憲に交付し其官憲は交付を受けたる囚徒に對し何等檢束強制を加ふることなく自由任意的に之を其國の國境に誘致し國外に追放することゝ爲せるを以て旅費なく保護者なき外國人たる出獄人は終に其本國に歸還するを得ざるに至り之を人道よりするも將た國際情誼よりするも實に殘忍酷薄の處置なりと云はざる可からず以此乎一千八百九十年露都サンヘテルスブルグに開催したる萬國監獄會議及び一千八百九十四年白耳義國アンヴェルヌ市に開催し次で一千九百年佛國巴里に開催したる萬國免囚保護會議に於ては何れも其國際間の非道を救濟せんが爲め國際的免囚保護團體創設の急なるを是認せしが而も未だ其設立を見ずして尙ほ道途に彷徨するの狀洵に惜む可きことと謂つ可し

遮莫當今歐米各地に行はるゝ免囚保護會の實地運行を觀るに同會は何れも私的任意の慈善團體なれば必ずしも世の出獄人に對して悉く皆此所に往かしめんことを強ゆ可きものにあらずして唯單に同會が自由の選擇に依り其收容を許容せ

られたる出獄人のみを網羅するものとす故に同會は其收容の目的を達せんが爲め豫め其收容せんとする出獄人が未だ出獄せざるに先だち此等の在監人に對し隨時獄舎に人を派して或は教誨を爲さしめ或は有益なる書冊を讀ましむる等種々の方法に依りて遷善改過の途を講じ其出獄後に備ふる所あらしむ可きなり而して此の如くにして其操行を査定せられ一旦同會の收容の選に入りし出獄人が同會に收容せらるゝや否や同會は一面其出獄人に所定の勞役に従事せしめて其怠慢性を除却せんことを期し併せて其濫費性を排除せんが爲め所定の賃銀を給與して之を蓄積せしむると同時に他面其出獄人が社會的落伍者たるに至りたる素因に就き或は同會自ら之が詮索を爲し或は嘗て其在監したる監獄に照會して之が詮索を爲し依て以て適應の良劑を發見し之を施用して漸次其矯正を爲さんことを期するに在り

而して實際の設備に於て此等免囚保護會に收容したる免囚の合宿所兼勞役場を設備するの有益なりや否やに就ては夙に萬國監獄會議に於て論議ありし所に於て現に一千八百八十五年伊都羅馬に於て開催せられたる同會に於ては其設備の

有益なることを否定せしが後一千八百九十年自耳義國アングルス市に開催せられたる同會に於ては終に其設備の有益なることを是認するに至りしが従て現今歐米諸國の免囚保護會に於て未だ實際其設備を有せざるものと否らざるものとありて實際其設備を有せざる免囚保護會は最初其收容したる出獄人を其監督下に外泊せしめ一定の期間内之に宿泊料衣類等を補助し工具を給與し他に所定の勞役に従事せしめ又既に其設備を有する免囚保護會は最初一定の期間内其收容したる出獄人を同所に寄宿せしめ所定の勞役に従事せしめて以て何れも自ら一定の期間内其收容出獄人を訓育陶冶したる後其收容出獄人の老若と各自の特徴とに従ひ同會幹旋の下に或は陸海軍志願兵たらしむるあり或は職工たらしむるあり或は商工業使用人たらしむるあり或は農夫若くは家僕たらしむるあり或は善良なる家庭に復歸せしむるありて其従業各異なる所ありと雖も如此にして終に忠良なる國家の市民と同化し再び罪惡を犯すの愚なるを悟了せしむるなり

予や往年佛國留學中親しく其制度の運行を見聞し隨聽備忘に録したるものあるを以て茲に序次其主なる左の二三のものを簡抜して聊か參考に資する

所あらんとす他山の石以て我玉を磨くに足らは予の光榮之に過ぐるものな
けん

一 私立佛國聯合免囚保護會(Union des sociétés de patronage de France)會況

一 私立佛國「ラ、セイヌ」縣(巴里府)所在縣)若年免囚保護會(Société pour le patronage des jeunes détenues et des jeunes libérés du département de La seine)會況

一 私立巴里免囚婦女保護會(L'Œuvre Libratrice à Paris)會況

一 私立佛國「ラ、セイヌ」縣免囚勞役場 (Maison de travail pour le département de La seine)場況 (未完)



~~~~~

談

叢

~~~~~

人望

尾原 靜 乘

一 福祿壽

七福神の中に「福祿壽」といふお方が居られます、此方も壽老人と同じく矢張り御老人で目の秀た髯の多い福々敷い人相の方であります、但し身の長け極めて低く僅かに三尺と云ふのである、而も其の全身の半が頭で此の點は餘程奇態である、能く大津繪杯に床屋が長い頭に櫛子を掛けてソシテ頭を剃てる繪が畫てある、是が「下方様」と申して今の「福祿壽」の事であります、昔し七福神が連れ立ちて旅をした、或晩に宿屋に着て愈よ寐る段になると誠に困つた事が出来た、其れは「下方様」の頭が餘り長すぎて室内に入りきらぬのである、乃で據ろなく襖を明けて頭を店先に出して寐た、夜が明けて見る
と其頭に一面に霜が降りて有つた、處が通行人が其れを見て鴨瓜と誤認し、店の主人に「此の見事な鴨瓜は價幾何か」と尋ねた、乃て主人が之は「フクロクジラ」であると答へた、其れを又た百六十と聞

き違へて、此の鳴瓜が百六十とは頗る安い是非賣て呉れと曰ふた、主人は更に百六十ぢやない福祿壽ぢやと辨解をした、其の諍ひより起つた語路合が『福祿壽が百六十』………私は福祿壽の悪口を言ふのぢや無い頭の長い特長を諸君が記憶する様に念入りに話したのであります

二人望

借て『福祿壽』の御身分に付ては中々説が多い、一説には之は福祿神と申して支那の道教の神様であると云ひ、又の説には福祿壽は福と祿と壽との天の三星であると云ふ、又或説には之は星でも無く又た神でも無く宋の元祐年間の人であると曰ふて居ります、私は此の説を信じて福祿壽は矢張り人であると思ふ、然し人と申しても吾々の如き並々の人では無い、聖人と申して徳行の勝れた人であります七福神の中へ此の聖人を加へ込んだ理由は即ち人望であると思ふと慈眼大師は曰はれて居る人望とは多くの人より仰望し尊敬せらるゝ事である、世の中に何が幸福であるか、其は財産が澤山有つて身體が健康で而も長命であれば誠に幸福である、然し乍ら如何に財産が有つても如何に長壽をしても人望が無くては頼と所詮が無い、世の中には随分金持でも人からは悪魔の如く嫌はれて居る人もある、又た随分に長命をして居ても更に人望が無く人からは丸で亡者の如く嫌はれて居る人も有る、是では甚だ情け無い次第である、人望が有つて諸人より尊敬せられてこそ誠に幸福の至りである、乃で『人望の教

へ』として七福神の中へ此の人を加へられたもので有ります

三人望の由來

『人望』人如何にせば人望を得るで有りましようか、私は謹直の二字に在りと答へます

『謹直』とは其の言行を慎んで相貌及び態度等の方直な事です、先帝の御勅語に『恭儉己を持し』と仰せ在らせらるゝ、是を實行した處即ち謹直で有ります、人謹直なれば必ず人望を得る事が出来る、試に多人數集團せる所で最も人望の有る人を求め、其の人の言行を窺ふに何れも謹直ならざるはなしはれ何人も實驗する所である、世の中には權謀術數の巧みな人で一時非常な人望が有る様でも其人が一度其位地を去れば更に人望が無い、是等は一時の人氣で眞の人望では無い眞の人望には不可思議の威重が有て地位や境遇で増減するものには無い。財産が出来學問が出来地位が出来るとツイ倨傲尊大に傾き易いのが人情の弱點で有る、是れ眞に人望の得難い理由で有ります、若し人、後ろには財産と云ふ背景が有り、學藝と云ふ背景が有り、地位と云ふ背景が有り而も當面頗る謹直で少しも倨傲の氣風が無つたならば人望は雲の如く集まるのである是が眞の人望であると思ふ

四 東郷大將と高橋驛長

明治の開幕、實業教育の曙光を放ち、死後幾萬の人士に仰望せらるゝ彼の福澤先生、先生が明治五

年の五月に「學問の勸め」を著はされた、其れが賣れる／＼五ヶ年の間に五十九萬餘部も賣り盡した、近頃流行の「福翁百話」之れは確か明治三十年頃時事新聞社から初めて發行したものであるが、其れが爾來絶えず版數を累ねて數十版に達し今日までの發行之れ亦た實に幾十萬部と云ふ多數で有ります、此の一事を見ても福澤先生が如何に社會から世人から仰望せられて居らるゝか、わわかる、然して福翁百話の一節に『細々に謹慎すべし』との訓話が出てある、之れ洵に現代の痛戒である、謹言慎行ほど紳士の態度に必要なものは無い、私が前に謹直と申したのは此事であります、日露戦争と共に世界幾億人士の耳底に止たものは東郷大將の名である、彼の東郷大將は如何にも謹直なお方である、亦た近頃勤續四十年の表彰式で著名な元の新橋の驛長(今の東京驛の新驛長)高橋善一氏、此の高橋驛長に一度び近接した人は何人も其の謹直なる人格に感化を受けぬ者はない、鐵道界に於ける高橋驛長の人望は實にエライものである、上官にも人望があり部下にも人望がある鐵道現業員十一萬二千人中蓋し及ぶものが無からふと思ふ、是れ洵に其人格が如何にも謹直なからであります

去る明治四十四年六月二十二日英帝ジョージ五世陛下の戴冠式が其帝都倫敦に於て舉行せられた、之に參列した各國の隨從武官、數ある中に、準皇族の待遇を受けた將軍があると云ふ電報が傳つた時其人は何人ならんかと世界の人は等しく注視した其盛大無比の戴冠式に準皇族の待遇を受けた隨從武

官とは即ち日本の東郷大將であると云ふ事が次の電報で傳へられた、以て英國に於ける東郷大將の人望が如何に高かつたと云ふ事がわかる。同年の八月、世界の水師提督が米國を訪問せらると云ふ事が内定した時、米國の議會は一萬弗の歓迎費を即決した、其提督が愈々米國に着された、乃て八月十三日の午後七時、米國政府の主催で公式の歓迎會が開かれた、一人前の料理が二百圓、其席に接待をしたものが六百二十人、以て其盛況の一斑が推せらるゝ、而して其盛大なる歓迎會の正賓で有つた世界の水師提督とは諸君誰でありましょ、是ぞ世界に陰れなき東郷大將閣下其人でありました、以て米國に於ける東郷大將の人望が如何に高かつたかがわかる

五 謹慎にして大膽

明治三十九年の春、音に名高い信州善光寺の忠魂堂で日露戦死者の追弔會が執行せられた其時、其の名高い東郷大將が東京から特に參拜をせられた、東郷大將の乘られて居る汽車が長野驛に着した時停車場前の廣場は幾千萬と云ふ出迎者の爲めに悉く埋められた、世界に名の轟いた東郷大將の事であるから金色燦爛仰ぎ見る事の出来ない程の勢ひで有ると皆な思ふて居た、豈に斗らんや、大將は人目に付かぬ程質素な服装、勳章と曰へば胸に唯だ一個、而も車上常に伏し目勝ちて出迎人へ一々鄭重に會釋せられた、其の温厚な而も其の謹直な態度には何人も感激せぬものは無かつた、忠魂堂の式後、

大正三年十一月末日在監者監獄別

監獄別	受刑者計	刑事被告計	勞務場留置者計	兒合計
豐京	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
東谷	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
市谷	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
栗谷	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
橫濱	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
浦和	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
前橋	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
千葉	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
水戸	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
宇都宮	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
甲府	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
長野	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
小野	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
安津	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
名古屋	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
靜岡	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
勝沼	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
新津	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
新津	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二

統

計

監獄別	受刑者計	刑事被告計	勞務場留置者計	兒合計
金澤	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
宮城	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
福島	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
盛岡	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
青森	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
山形	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
秋田	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
京都	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
大阪	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
奈良	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
和歌山	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
神戶	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
岡山	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
廣島	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
山口	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
山梨	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
長野	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
高松	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
高知	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
長崎	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二
福岡	男 一,一七二	女 一,一七二	男 一,一七二	女 一,一七二

監獄局長の演説を讀む(一)

典獄 某

前回の典獄會議に於ける、局長閣下の訓示演説は、行政整理大斷行の際とて、一きわ特色ある、生氣と權威に満ちたる堂々たるものであつた、當時之を承りたるもの何人も感奮せざるはなかつた筈だが、我輩の如き老骨には殊に利いた、即ち我々に利いた丈、それだけ一般に効果のあつたことも疑はない、何しろ少々耳痛くもあつたけれども實に愉快に思つた、

處が今は唯だ革新の聲が揚り、漸く其緒に就いた位であつて、精神的に之を眺むればまだ、前途遼遠と云はねばならない、此時に當り我々は宜しく自彊不息の精神を以て、大に勵まねばならぬ筈であらうが、實際果して如何であらうか、刺撃

るを篤と承知して、而後其言々句々に對すべきであると思ふ、然からざれば其銳利なる舌鋒も遂に我々の心的的を外れて、其處に何等の共鳴をも起さぬであらう、

是は實に従來の監獄會計事務に於ける、宿弊と謂はればならぬのでありますから今時の改革に於て、之の矯正の方法を講じたいのである、則ち局に當る役人の裁量に打任せて煩瑣なる形式を省き、且つ實際の執務關係を斟酌して成るべく手續の簡便を圖つたのであります、……専ら役人を信託して煩瑣なる手数を省いたのでありますから、諸君は自今一層會計官吏の選任に注意せらるゝと共に、彼等が充分に自己の責任の大なることを覺悟して職務を執る様に奨励せられむことを望むのであります

即ち是までは唯だ面倒なる形式的手續ばかり多くして實質上の効用を現はさぬのみならず、或は却て法の精神を枉けて執る所の事務もないでなく、監督官の認印の如きも全く盲判に過ぎないものが大部分あることを、遺憾なく説破せられ而して此宿弊を根本より矯正せんとするが、今回の改

の尠ない我々の社會、左なきだに物はだれ易いが常であるし、鑑みれば我れながら恐ろしくある、是に於てか我々に對する一大警鐘である、この局長の聲に耳傾けて再考する所あるも、決して無用の業であるまい、否な折角の大演説をば閃電一過消へて跡なき、普通一篇の空文たらしむるは、決して之れ我々の義務でない、否忍びない所である、

故に我輩は聊か所感を述べつゝ、熱烈にして劃切を極めたる、この局長の演説をば今一度諸君と共に讀み且つ語る所あらしめられたい、蓋し局長閣下の尤も希望せらるゝ所は、申す迄もなく我々司獄官が、須らく日進月歩の社會の新運に伴ふて、思想上は勿論人格の上にも向上發展すべきにあることは明かである、更に詳言すれば今日の時代に相當する人物と爲るために、低陋なる思想や、頑固なる習慣の羈絆より脱し、所謂長夜の眠より醒むべき時なることを、急聲疾呼せられたるものな

革の目的だと云はれることは、實に痛快の至りに堪へないではないか、

斯くて實質的の監督を嚴密に屬行せしめらるゝと同時に、其省き得たる努力と時間を更らに他の有用なる仕事の方に差向けしめんとせらるゝのであることは、洵に快心のことであつて全くの事を白狀すれば、我々は唯だ形式の記帳や、捺印の事ばかりに囚はれて、そうして仕事の損得だの便否だの考ふる暇もなければ、從て事務上の改善の工夫など思ひも付かぬ有様であつた、然るに此宿弊の蟠かまる所に大斧鉞を下さるゝ事と相成つたのは、何と有り難い次第でないか、
藥品、衛生材料、及び醫療器械の品目を限定せられた譯は、

是迄は藥品材料器械等に何等の制限がなかつた爲に、濫分甚しい濫用が行はれたのである、一二の例を擧げて見ますれば六六六號と稱する新藥が、直ちに夫を使つて見る此藥が一度の注射に五圓を要らうが八圓掛らうが費用には更に頓着せぬのである……顯微鏡なども普通の病院では逆に見る事の

出来ぬ高價のものを備へて置く、耳鼻咽喉の器械など録に其使用法をも心得ぬ癖に品物丈に棚に飾り付けて置く云々
 専門家の説に依りますれば、監獄の醫務所には必要以外の品物が随分多いと云ふ事である、

何と是れ頂門の一針であるまいか、銘々は之を餘所事に思はず、宜く小心を以て謹むべきである。

受刑者の看讀書籍を官本貸與の方針に改められたるに付きては、

西洋へ參つた折りにも特に注意して看讀書籍に關する制度を觀察致しました處、彼地では私本の購入及差入を許しませぬ、其代りに各監獄に圖書部を設け、必要な本の書籍を備付て之を囚人に貸與することに致して居るのであります、斯の如き官本貸與主義を採て居ります結果、一には私本購入差入取扱の手續を省き、行政上の煩累を免るゝことが出来る、二には囚人固有の虛榮心より分不相應の書物を見せびらかして他囚に傲るゝ云ふ如き弊を矯め、三には彼等の所持金又は作業賣與金の支出を節約せしめて、出獄後有用の資に充てしむることが出来るのである、

刑事被告人に對して 監獄の規律に妨がない限り購入及差入

を許可する趣意である。

目今整理の計劃中に屬する事項は多々ありこのことなるが、其れが爲めに我同人社會は帝國獄務の發展上に就き、今や大に期待し囑望する所のものが尠くないことは、我輩の斷言して憚らざる所である、恰かも同人社會一般は、東天に曙光を認め得たるが如き思ひを以て、今日の當局上司に待望し且つ謳歌すると云ふ有様ではあるまいか、而して一日も早く大正の年號のそれの如く、我監獄界に一革新の實が擧り、茲に全く一新生面の開かれる時代に到達するの日、近きにあらんことを望んで止まないものである、現に局長閣下の演說中に既にそれ等計劃中の一端が窺はれて居るは、何んと愉快の事ではないか。

第一に申述へるのは、拘禁區分に關する事柄である、……抑拘禁區分の事即ち囚人の刑期年齢性格等の異なるに從て監房若しくは監獄を制定し、其種類に適應する處遇方法を施すと云ふ事は、個別主義に基く行刑法の根本原則でありまして現今何れの文明國に於ても、獄則の第一要義として其實施に努めつゝあ

の光榮亦た極まれりと云ふも可ならんかである。

(未完)

漫錄(他山の石)

澹 處

る所であり、………確しや設備は相當に整つても同一監獄内に種々雑多の異分子を集合する以上は、到底適切なる行刑を施すことは出来ないであつて、一定の囚人に對しては必ず一定の特別監を必要とするに、學者及び實務家の定論であります、………思ふに此の如く分類法並に分禁法の不完全なることは、我國の監獄行政に於ける根本的缺陷である、苟も我國の監獄事業を振作し十分に行刑の實績を擧げんとするに、是非共此缺陷を補填する策を講ぜればならぬのであります、

第二に計劃中の事柄は、役人の勤務法並に各分科の事務章程の改正であります、………只今の所では各監獄に於て銘々思ひ／＼に、或は成文の規則を設け或は從來の慣習に從て執務して居る、其結果監獄の異なるに從て、役人の勤務が餘程辛い所もあれば比較的樂な所もある、至て品質の良い用品材料を使つて居る所もあれば、極めて粗惡な用品を用いて居る所もある、取り則け帳簿の種類記帳の方法などに至ては、千差萬別の様相があるのである、………執務に關する大體の法則は必ずや一般的に之を定め、各監取扱の統一を圖らねばならぬのであります。

盛んなる經綸が今や行はれんとしつゝある事は之に由て歴然たるものでないか、將來の發展期して待つべしである、此場合に於ける司獄官たる者

題して他山の石と云ふも別段深き意味の存するにあらず余が石姓なるより偶然思付きたる名題のみ蓋し讀者諸君を金玉に譬ふれば余は他くまでも他山の石たるに相違なかるべし強て理窟を引付ければ他山の石以て玉を攻むべしとでも謂つて貰へば此上なしである玉は温潤の物なり若夫れ兩塊の玉を將ちひ來りて相磨くとも光澤を發することなし他の龜礪底の物を得て相磨かば連城の玉をも磨き出すの材料ともなるべし石は本來無機物にして口なし言ふこと能はず余亦酷た石に似たり果して玉を磨くべき資料たるを得るやは自ら顧みて危ぶむ所なり然り無機石も見様に依りては萬更ら捨つべきもあらず今は大正四年の光輝ある新年を迎へ

新道の發展を祝福せん爲め口なくして聲ある一個の石を描出して端書とし已下次を追ひ職事に關聯する碌々たる卑見を漫録し山石の粗質を曝露せんと欲す讀者諸彦一笑之を迎へば幸甚

神鈴石(俗稱鈴石產余郷爺神山)

爺神之山峻而嚴。母神之山温而謙。兩山對峙距一里。南北垂跡堪仰瞻。維昔二神下綜雲。遊戲煉鈴事云々。神舞已歇擲之谷。樂器化石古來聞。菊銘厄譽(產阿波國)四方馳。隣境非無造化奇。俗稱侏離闕史徵。不如讚志千歲垂。龍王祠下菅廟隣。山腹一鑿砂似銀。村童承々畫習字。私祈妙達如彼神。白砂鑿去自爲甃。偶觸鐵尖書石有聲。苦辛穿土若爭璞。終日探求豈夫瑛。狀似兒拳其質堅。中虛有物音鏘然。即是西讚神鈴石。不背平昔靈聞傳。奇則雖奇一硯徵。利用寧足扶飢饉。此言亦有半面理。吾乃珍重尊於瓊。自謂祖神始挂弓。一坏土尙堪敬崇。區々斯心繫國體。拳石且足仰神風。所尊非石又非金。無形無影斯道心。祖宗崇拜我性命。微物

宜醫夙所欽。嗚呼世間沒分奴。初忘其祖終忘吾。君不聞甘棠一樹昔人愛。遺風追慕德不孤。

○玉を磨くの工夫

監獄の事業は學理と實際施設と方法一切萬事皆是れ心靈の玉を磨く工夫ならざるはなし吾人が日々苦辛慘憺するは彼の暗昧なる雲影を披きて一點の靈光を見出さんとするに在り此事仲々に困難にして屢々試みられて屢々破れ殆んど五里霧中に彷徨せしむるの嘆あらんとす噫是れ何の故ぞや畢竟するに理想に副ふべき物質的の供給缺するごと一面理想に馳せて現實社會事情に遠ざかるの施設に基因せずんばあらず殊に不良少年の陶冶し難きは十數犯を累ぬる大人より困難なるは先輩諸兄の既に熟知する所なり昔時分類拘禁の初期に於て歐米模倣主義の不良少年教育法盛んに行はれたるも當事者が苦心經營の百分一も奏効せざりしは一は不良少年教育の事業が至難なるに基因すれども一は國民性の相違も生活程度の差違も都會も田舎も丸吞

にして消化せんと企てたる過ちなるならんや矯正せんと欲したる角は倍々横に成長して牛其物まで殺さねばならぬ破目に陥りたるの例は決して珍とするに足らず其慘憺たる苦心が比較的多く水泡に歸したるのみならず往々にして識者の誹議を招きたる事例さへもありたり尙又今日にても不良少年とさへ云ふ時は淺草邊に群居する者も郡村一里四方内に僅かに一人生したる一粒撰の者も同一の筆法を以て一定の場所に收容するが如きは如何に分類拘禁とは云ひながら各名に拘束せられて反つて分類の實を失する虞あることは彼等が再入の比例上原監獄にて執行せし者よりは分類監へ送付せし者が多きに居るの事實は非らざるか先年三浦典獄が浦和に居られたる時一日千葉監獄を視察せられたることあり此時余は再入歸還者の多きを語りたるに君は曰く此の監獄の如き完全なる多數の分房を有する時は川越分監にて雜居せしむるより効果の多きは當然の事と信する旨語られたること

あり直接陶冶の局に當る君の言として既に監房構造の不完備を認む國家經濟上のこと一概に言ひ難きは勿論なるも有名なる川越分監然りとせば他は推して知るべきのみ何とぞ工夫して此の缺陷を補ひたきものなり

先づ第一着手として分類監獄に理想的建築の完備するまでは典獄の見込に依り原監獄に收容して利益あるべしと思惟するものは送付せざることを得るの例外を置くを可と信す

次に教育上の大方針を確立し各監とも區々ならざるを要す即ち教育勸語の精神に則り穩健着實にして浮華の弊に陥らざるは勿論晝間は主として農工藝等の實科を課し夜間若しくは晝間の少時間を以て適當の學科を授け飽まで勤勞に耐へ素朴なる人格を造るに留意すべきこと特に家庭の觀念なき教育を模倣すべからず忠孝の觀念なき教育は斷して模倣すべからず

次に刑罰の苦痛を減殺すべき施設は一切採用すべ

からす恩に馴れ氣儘を増長せしむる教養は彼等の前途に一大障礙を興へる不仁の教育たるを思はざるべからず

右の外希望としては夜間獨居を勵行するとか出獄後不良の家庭に還さぬ工夫を凝すとか問題は種々あるべきも孰れも至難にして當局者の匙加減に委する外良策なきを嘆するのみ (已下次號)

出獄より十一月目

仙臺 Ⅴ Ⅴ 生

出監者より監獄職員に對し在監中の謝辭を送り來れるもの尠からず、中には一年後又は二三年の後に於て自己の境遇又は職業の様様を詳しく通報するものあり、然れども五年乃至七八年の後まで能く音信を爲すものに至ては甚だ稀なりとす

爰に記さんとするは其の最も稀なるもの、一にして即ち出獄より十一月目の謝狀、而も歸郷した

らぬたび 私し一人死にのこり不幸の身なみだにくれなり候ところへ永々の病ひにつみ金はなくなり借金は九十圓の大金重れ、幸にナミダにくれ候ところ人様のなまけて大なる幸福の身と相成り之れも官様のおなまけこそんじ口々御方角へ拜禮仕りなり候

謹言

明治卅四年の出獄人

宮城縣典獄様

御中

野上〇太郎

發信人野上〇太郎(安政元年八月生)は岡山縣窪屋郡某村の者なる處 明治二十六年三月中紙幣偽造罪に因り有期徒刑十五年に處せられ爾來宮城集治監に於て行刑中改悛の狀顯はれ明治三十五年十二月二十日假出獄を許さるゝに至れり

前に述べたるが如く『十一年目の來信』の如きは稀中の稀なるを以て更に所轄警察署に對し本人の現況を照會したるに即ち左の調書を得たり

(野上〇太郎行狀調査書)

行狀	職業種類 及び勉否	生活の 狀況	家庭の 模様	親族との 親否	近隣の 風評	保護監督
出獄歸住以來目下に至り一層 謹慎し行狀修り居れり	盆を作成し居るもの 業務に熱心なり	平均一日八十錢位の収入あり 下流の生活を爲し居れり	内縁の妻目下コト(四六)二人 暮にして家庭は圓滿なるもの	何れの親屬とも親密に往來交 際せり	本人の改心著しく隨て業務に熱心なる を以て信用あり將來に於て再犯の虞更 になきものと風評せり	同郡大高村從弟某甲(五八)は日雇職なる

る當月當日を以て認めたる『來信』なり文義拙なげれども虚飾なき點却て美はしく仍て左に其の全文を掲げ併せて警察官署の認めたる現時の『行狀録』をも付記せん

恐れながら一筆申上候隨て私事昨年七月廿六日午後六時三十分ノチシユケツ病に相成り一ヶ月間なほ、病氣に付き耳は聞へず足は不自由に相なり「ツミ金」はなくなり借入金は九十圓、大借金にて大に困難仕候ところ金萬家の引立に相成り百六十五圓にて茶盆製造の「大キカイ」を買入下され猶ほ三百圓にて材木を買入下され。一ヶ月三十圓の「シヨク入」一人、同十五圓の一人入雇ひ入れ私儀は製造品に彫刻仕り大に幸福の身と相成り困難なも厭はず日々勤勉致をり候

世の中には一圓の金の借入も相ならぬ人もあるのに私に御上様の御世話に相なりし身上にて勤勉佛と生れかわり悪き身も御上様のお世話にて「セン入」に立へり候之もみな人様のおなまけ、誠に「人」はなまきけの下にすむ「そのたご」の通り候又た困難は前世の「シユク業」さあきらめ謹勉仕り居候へば御安心下されたく奉願上候私しも當年六十歳に相なり五人家内はかへ

の狀況 も嚴重に本人の保護監督を爲せり

大正三年十一月十八日 倉敷警察署

東京監獄構内空氣細菌數検査

成績 (大正三年十一月二十一日調)

室内空氣中の細菌數が其の室内の清潔度と密接の關係あるを以て大凡の細菌數を知らんが爲めに露出時間を十五分として平板培養を試み其の聚落を計算せしに左の成績を得たり

會議室	五七	典獄室	二九
教務室	一二三	領置	七〇四
文書	五二二	面會人控室	一四〇八
應接室	六四〇	用度	六四〇
作業	五七六	當直室	五二二
休憩室	三八四	小使室	五二二
調所	一九八四	面會所	一八五六
看守休憩室	二四九六	炊場	一七二八
浴場	一九二〇	工場(階上)	四四八

工場(階下)	八九六	戒護事務室	一四〇八
中央(階上)	五七〇	獨房(階上)	一二五
獨房(階上)	四二	雜居房(階上)	一三四四
中央(階下)	一一六	獨房(階下)	九三
獨房(階下)	六九	雜居房(階下)	七〇四
九監(四人)	三八四	九監(勞役)	五一二
九監(拘留)	五一二	女監當直室	九六〇
病室(女監内)	二五六	調所(女)	一一五二
被告雜居房(女)	七〇四	囚人雜居房(女)	七〇四
拘留雜居房(女)	九六〇	囚房(女)	五七六
女監廊下	八九六	女工場(階上)	三二〇
女工場(階下)	一九二	醫務所	五一二
病監看守所	一七二八	外科室	三八四
病室	三八四	倉庫	× 一二
差入所	× 六	運動場	× 六
中庭	× 五		

×ヲ附セルハ十二月十日ノ試験ニシテ氣温著シク低下セシヲ附記ス

個人の獨立經營なる免囚保護 專業者加藤卯吉君と其事業一斑

仙臺分監教誨師 三池法潤

近時將來國家に負ふ所多き幼青年者にして往々世に忌はしき犯罪を重ぬる者あるを見るは實に嘆ずべき事ならずや、然も其犯罪者の身許及犯罪経路を考究するに十中の八九は必ず家庭の紊亂不和合に起因するものにして一度是等の者の入監せんか満期に至るも數々是れが引取者の無き者あるを見る假令引取者ありとするも其等父兄は多く保護監督の資格なき耳ならず却て犯罪の師たらんと欲する者あるを如何せん加之社會は亦是等出獄者を待つ甚冷酷なる傾きあり故に一度罪惡の手に捕へられたる者は出て益惡に敏く罪に馴れ遂に救ふべからざる大惡人となるものである 依之是等出獄人に對しては非常なる同情と親切とを以て之れを引

き取り保護に監督に職業に以て之れが感化教育を爲し將來有爲の人物たらしむると言ふ事が國家として最大切にして一日も忽にすべからざる事業と言はねばならぬ近時免囚保護殊に少年出獄人の保護に着手し盡瘁せられつゝある人多きは欣喜しながら甲は早く世に知られたる爲め大に一般同情者より其の援助を得て順境に赴きつゝあるにも拘はらず乙は世に知られざる爲め同情者を得るに由なく逆境に陥り非常なる辛慘を嘗めつゝある隠れたる慈善家あるを知らざるべからず茲に紹介せんとする隠れたる慈善家は名を加藤卯吉と云ひ當時宮城縣仙臺市北山町一三二番地に其の居を構へ幼青年の出獄者及浮浪者幾人を收容して日夜苦辛憐愍是れが教育に努力しつゝある成器院主是れなりとす氏は元宮城縣本吉郡十三濱村字神濱に生れ加藤家の養子となり曾ては宮城集治監に奉職せし事もあり又日露戰爭當時には第二師團の雇員を勤務し居ら

れしが時恰も陸軍軍醫長坂孫治氏が仙臺市に於て仙臺授産場を開設せらるゝに際し加藤氏に對し相談ありしに元來慈善心深き氏は直に之を諾し師團の雇員を辭し授産の方法に就て研究の末易にして且簡なる竹行季編こそ適當ならめとし自ら其業の習得を爲し爾來彼等浮浪少年者の爲めに日も尙足らざる有様に力を盡しつゝありしが越て同四十年四月宮城監獄仙臺分監に於て行季編業を以て傭役主兼授産手として分監に兼務出勤せらるゝに至り其後一人の幼年囚が出獄するに際し引取人の無きものありしより氏は自宅に引取り彼の授産場に通勤せしむる事とせり

從是之れが例となりて後ち五人迄も引取世話せられつゝありしに端なくも免囚者と彼の浮浪者との間に於て確執を生じ種々は融和に努むと雖更に其功なかりしかば一日授産場長より加藤氏に對し到底兩者を一致せしむるの不可能なるを以て將來免囚の世話は中止せられ度く若し然らずんば

のありしも之れが變更を爲さんともせず又是等の人々に對しても一度も刑事上の沙汰に及びし事もなく或一人の悪少年の如きはき勿驚前科六犯と言ふ肩書き付にて在院中屢不都合の行爲ありしも監獄よりは三回警察よりは十三回までも引取り世話爲し終に改悟の緒に着かしたる事實あり附近に寺院多く爲めに老幼男女の往來繁ければ感化上大に不利あるものと爲し寧ろ労働者の往來多き場所こそ至當なれと財政の困難中をも顧みず居を今の北山に移すに至れり是等の爲めに一家は屢生活難に陥り折角の事業も頓挫せんとせしこと一再に止まらざりしが不撓不屈の氏は奮闘の結果幸にも今日に持續し其成績に至りても見るべきものあるを認めらる

然るに茲に再び一大頓挫を來すべき一事こそ起れり今回行政上の都合にて爾來仙臺分監に收容しつゝありし幼年囚は悉く盛岡監獄に押送する事となりし結果自然當分監の竹行李工場の閉鎖の無止き

分難する外なき旨を以て申し入れられたるより加藤氏も止むこと無く明治四十一年一月五日遂に數名の免囚を引連れ仙臺市本町通り七七番屋敷に引き移りしが是れを即ち東北成器院の獨立經營の發芽にして爾來一層の奮勵を以て此の事業の持續に苦心せらる 然るに元來加藤家は其の財政に於て豊ならざるに今は十數名の家族なれば其の日の生活にも差支を生ずる有様に其の苦境到底筆舌の及ぶ所に非ざりしと雖ども性來の慈善心深く且剛健なる氏は何ぞ是しきの事に屈すべきにあらず愈究して意氣愈強く衣弊服早朝より仙臺分監に通勤し家に入りては夫人と共に少年免囚の授産教育に熱誠を傾注し院の收容者は全く一家族として自身の兒女と些の差別なく廣くもあらぬ宅内に起臥飯飲食を俱にせしめ殊に彼等をして猜疑々虞の念を抱かしめざらんが爲めに箆筒等は一切鎖鑰を施さず専ら温き家庭の趣味を感せしめんとの用意は周到と言ふべし是れが爲め時には損害を蒙りし事

に至りたる事にして元來資本たに無き成器院の事なれば再び大苦境に立ち至らねばならぬ有様となり院主の落膽一方ならざりしも此の場合廢院に及ば、此可憐の少年收容者を如何にせん是非此の難關を切抜け飽迄も初念の貫徹に勉め倒れて後ち止まんとして目下之れが維持策に頗る苦心中なりと眞に敬すべき慈善家ならずや大方の諸君以て如何となす

寄書

浮浪者と犯罪者

武田宇南

一、浮浪者と犯罪者との異同

現代の社會的疾患ともいふべきものを數へ來つたならば當に二三に止まらないが、中に就いて浮浪者と犯罪者との増加することは頗る重大なる事件といはねばならぬ、而して文明の進歩するに比例して此勢が減少するのでなく、反つて助長せられるといふに至つては洵に痛歎すべきである。特に我國にありては昨年以來事業界の不振といふので工場會社の職工を減員するもの多く、經濟界が不調の結果小賈巨商の破産するものも輩出するといふ状況である、之が爲に右等に從業したる者、雇使されたる者、乃至は其家族の者が失職の末に

流離の民と化し、落魄の極恒心を喪ふに至るは悲しむべき事ながら、また已むを得ざる次第である此現象に對して救濟策を講ずるは問題の範圍頗る廣く、到底予の如きもの、企て及ぶ所でないが、今は唯だ浮浪者なる種類の人物と犯罪者との關係につきて少しく卑見を述べて識者の教を乞ひたいと思ふ。

浮浪者と犯罪者とは素とより其種類千差萬別であるから兩者の共通せる特質を擧ぐることは至難であつて且つ正鵠を誤ることになる。しかしながら試に二三の點について比較をなせば、浮浪者には一定したる住居を有たないが犯罪者は必しも然らぬ。浮浪者はまた一定の職業を有たない、多くの者は之を有つて居る。浮浪者は極めて僅少の生活資料を以て満足せんとし、時としては偶然的収入若くは施與の如きものに頼らんとし、犯罪者は生活資料の過分を望み、欲望の満足せら

寄書

書

れざる所進むで奪ふも止まない。浮浪者の精力は概ね銷磨されて衰退に傾きつゝあるに、犯罪者は尤も精力旺盛なる年齢にある者が多數を占めて居る。隨て之が豫防制壓の方策に於ても浮浪者は主として社會事業の領域に屬し、犯罪者は刑事政策の方面より講究しなければならぬ。斯く比較して見れば兩者の間に頗る明劃なる區別の存するもの故に之を一律の下に置くは不可能である。然れども又一面から見れば浮浪者と犯罪者も俱に社會の制約に背反して人道の常軌を逸脱したる方法によりて生存を保たんと圖るものであつて、俱に吾人の共同生活に累禍を及ぼすものである、其の由つて生ずる原因は主として飲酒とか遊蕩とかにあることも同一である、又容易に社會環境の影響を受け、經濟的状態に支配さるゝこと殊に顯著なることも同一である、彼等の精神状態に何等か缺陷を有するもの多く、一般に主我的の傾向を帯ぶることも同一である。更にまた同一人であつて此兩者

の間を往來する者決して少くない、夫故に昨の浮浪者も今の犯罪人たり、先の犯罪者は後の浮浪者となる場合が多い。斯の如く二者の關係は密接離し難きものがある。是に由つて犯罪者の矯治問題を講究するに當りては思を浮浪者問題に馳するの蓋し自然の順序である。

されば萬國監獄會議には前後三回まで浮浪者問題が附議せられた、其議題に上ばりし第一回は千八百八十五年羅馬に於ける會議であつて、第二回は千八百九十五年巴里に於ける會議、第三回は千九百十年即ち最近の華聖頓に於ける會議である。華聖頓に於ける會議には巴里に於ける決議のまゝを再確認して、之に加ふるに乞食浮浪者を收容すべき労働場の設備、管理方法等に關したるものを五箇條ばかり附加したのである。今千八百八十五年の巴里に於ける決議を列擧すれば次のとおりである。

一、社會は乞食浮浪者に對して強壓の手段を執

るの權利を有す、但し此權利に伴ひ公私の慈善的の機關を整頓し彼等の救護と監視とに任せしむる義務を負ふものとす。

二、乞食浮浪の徒を分類して(イ)無能力者又は病弱の貧民、(ロ)偶發的の浮浪者、(ハ)職業的の乞食浮浪者、

(イ)類に屬する者は自營の能力を恢復するまで扶助するを要す、(ロ)類に屬するものは公私の救助機關に附托するか若くは強制勞作業の存する營造物に收容すべし、(ハ)類に屬するものは嚴肅なる制壓手段に附し再犯を阻止すべし。

云々である。此所に至つて我國の浮浪者處分の問題に移るべきを暫く見合せ、犯罪の因子としての浮浪者、犯罪の結果による浮浪生活の二點を少しく陳べて見たい。

二、犯罪の因子としての浮浪者

現今に於ては國家が犯罪者に對する刑罰權を有

社會の一種の安全蟻である、職を失ひて他に生計の途なき勞働者が救助を要求するといふは最も自然的な方法であつて、盜むよりは遙かに良い。浮浪徘徊は何が爲に非行なりや、當人の望よりして自然界の美景の中を逍遙するに對して之を罰する權能いづくにあらんや云々と。又佛蘭西のルイ、リバーは無錢にて旅行するものに對して禁壓を加ふる理由毫もあるなしといつて居る。此等の所論は極端の嫌はあるが、又幾分の眞理を有するものといはねばならぬ。

然るに之に反して浮浪者乞丐に對する一般的思想は先きの萬國監獄會議の決議に現はれてある如く、社會に之を制壓する權利を認めんとするのである。中には浮浪行爲を以て他の犯罪行爲と同一視して、常にオツフエンスの目を以て呼び、裁判官の決定によりて刑罰と同様な處分をなす所もある。固より多少の拘束と制裁を加ふるのだから裁判官の手を以てするは怪むに足らないと

することに何人も疑義を挿むものはなくとも、浮浪者乞食に對する制壓權の存在については今尙ほ異論を有する人もある、其理由の概要を言へば浮浪、乞食といふも亦た是れ彼等が生存する一の方法である、社會に於て斯る方法を取るに及ばぬ丈けに救濟の法を講せぬ以上は敢て之に干渉するを要せぬではないか、若し彼等にして甚しく社會の公安を攪擾し、他人の權利を侵害する程度に至らば茲に刑罰權を行使すれば足るといふのである。かの尤も早くより浮浪者に對する處分法の發達したる和蘭に於てさへヘンゲレンといふ博士などは恚ういつて居る、國家社會は貧民救助の資金を準備して置く、夫を得たいといふものを以て違法なりといふは如何なる權利に基づくのか、自己に缺乏して居る物を他人が有つて居る場合に手を差し延べて乞ひ需むるといふことは富者でさへも往々やつて居ることであるのに、同一の處爲を罰せんとするの權能は果して何所にあるか、乞丐といふは

しても、刑罰を以て臨むは稍極端なる方法といはねばならぬ。蓋しこゝに至るの理由は歐洲にありて一は勞働を人間の義務とし、働かずんば食すべからずとの道德觀念より胚胎し、一はかの地十八世紀末に及びて永く繼續したる各國大戦亂の餘弊を受け、浮浪乞丐の徒一時臻る所に充滿して、横行跋扈、非常に慘毒を流したものであるから、此種のものに對する警戒の念は因襲的に熾烈となつて居るのであらう。

浮浪生活は確かに一種の反社會的行爲である。

之を積極的に社會を侵害する犯罪行爲と同視するは稍早計であるとしても、彼等が一轉して竊盜詐欺をなし、放火殺人の大罪を犯すの危険は他の何種の人物よりも尤も多いのである、極めて卑近なる實例を擧げて、彼等が神社佛閣の椽下に潜伏し、都市の空家に闖入して、濫りに火を弄して大火災を惹起せしなどは世人の耳目に珍らしいことでない。斯る危険極まる種族に對して相當の制壓

を加ふるは社會防衛の必要なる手段であつて社會政策よりも刑事政策上よりも止むを得ないのである。併しながら浮浪者を以て犯罪の因子と看做すことについては條件の存することを知らねばならぬ、語を換へて云へば浮浪者全部が犯罪の危険性を帯びるとは言ひ難いのである。前にも陳べしが如く浮浪者には頗る多種ありて、詳細に之を分類して觀察しなければならぬ。萬國會議には三種に分けて居る、或人は又幻者、老者、病弱者、失職者、遊行者、乞丐と分ける人もある。其中乞丐の徒又は職業的浮浪者は比較的犯罪者となるものが少いのである。遊行者の如きも同様のことが云へる。彼等は火を弄して火災を起すといふが如き無意識的犯罪は兎も角も、尋常の計劃を要し努力を要する犯罪を爲すだけの氣力すら缺乏して、懶惰の中に辛ふじて生を保つことを得ば足れりと自得する風がある、決して彼等に道義觀念の存するが爲然るものとは見られない。何れにしても社會

の爲に餘り害とならぬは喜ぶべきである。之に比して犯罪の尤も危険性に富むは一時的失職者、及病弱者である。予は未だ充分の統計を有せないが、多少事實に徴して爾か信するだけの材料はある、しかし之は此所に省略して、今は唯だ「浮浪者の或部類は犯罪者となり易く、或部類は犯罪者となるの虞は尋常人と選ぶ所がない」といふ結論のみに止めて置く。若し此觀察にして大なる誤りなくんば、犯罪豫防としての浮浪者處分にも何等かの方針が立ちますまいかと思はれる。

三、犯罪の結果としての浮浪生活

犯罪の結果としては浮浪生活を營むものを二類に分つことが出来る、即ち其一は受刑を免れんとして故意に浮浪生活に入りしもの、第二は受刑の結果親屬關係より排除されて浮浪するものである。前者の如きは警察制度の完備と共に其數僅少に越きつゝあるものと認めらるゝ上に、多少の數

があつても百方蹈晦を努むるが爲めに比較的社會に危害を再演する虞はないものと推定が出来るが、後者に至りては滔々たる出獄人若し何等保護の途なければ過半此類に陥りて、しかも社會に及ぼす危険は實に甚しいのである。出獄者が親屬關係者より排斥を受けるについて尋常一般の考は受刑をしたるが爲であるといふのである、勿論其通りの者も少くなかろうが、しかし精密に云へば親屬等から排斥された結果受刑するに至つたものが遙かに多いことであらう、殊に我國の犯罪者に於ては此事實が確めらるゝのである。再三重さなる不良行爲を如何かして救護してやりたいと父兄親戚交友に於て苦心慘憺たるをも省みないで、更に改悛の狀がないものであるから遂に愛相をつかして法律の手を煩すに至るといふ順序になつたものが頗る多い。斯る人物が幾干かの受刑中に父兄其他の感情か忽ち融和すれば寧ろ意外の仕合であつて、出獄後も依然排斥を受くるといふは蓋し免

れない所である、是れ出獄人が浮浪生活に入らねばならぬ理由の一である。それから、受刑者に對する感情は兎も角、受刑中に一家の生計に苦しむだ果は家族離散の運命に遭ひ、或は移轉死亡といふが如き變遷に會して歸住地を失ふものも多いためである、是れ出獄人が浮浪に陥る理由の二である、更にまた、受刑中の嚴肅なる規律生活が有効に其目的を達すれば可し、若し然らざる時は之が反動として不羈奔放の生活を冀ひ、自ら好むで浮浪の群に投ずるものもある、是れ出獄人が浮浪に陥る理由の三である。白耳義の一監獄醫の調査に由るに、浮浪者百人中四十人迄は前科を有して居つたといふことである。(乞食には前科者は極めて少いさうである) 同國は免因保護に關する政策を誤つて餘り好成绩を奏して居ないからでもあらうが、實に夥しい數である。我國に於ける此種の統計は寡聞にして能くは知るを得ないが、必しも少くないからうと察せられる。此種の浮浪者は犯罪の手段

に關する知識を有し、受刑中獄監生活の經驗を嘗めて居るから、一朝浮浪状態の艱苦を感ずれば忽ち犯罪行為に出づるといふ實に危険なる分子である。

幸に我國近年免囚保護の整頓と活動を見たるが爲、此種浮浪者の產出を防遏して居ること頗る莫大である。一昨大正二年中、全國に亘りての保護事業の成績を見るに、出監者五萬七千五百五十六人に對して保護を加へたものは一萬九千二百八十五人であるから、百人中三十三人五分の割となる。其中一時的保護を加へた人員を除いては百人に對する十八人二分である。之を數年前に比較すれば非常の増加であるが、しかし出獄者の爲を慮つても、又社會防衛の上から見ても此程度を以て決して満足することが出来ぬ。

猶ほ出獄人の浮浪生活を防止せんには特に考慮を費すべき問題あり。云ふまでもなく免囚保護事業本來の性質として、勤勞の意志を有し且つ勞働

に堪ゆるの能力を有する者を收容するを以て原則とするのである。今日に於て免囚保護の職能は此より出でない、現在の各保護會の經費の點から云ふても、將來事業の發達の上から云ふも此原則を飽まで嚴守した方が得策である。しかし若し各保護會が右の原則を適用するにせよ差當り左の種類の出獄人を如何に處置したものであらうか。

一、低能、其他精神上の缺陷著しき者

二、失明者、近視眼、聾啞者、其他隻手隻脚等の廢人

三、肺結核、心臟病等慢性病の初期にある病弱者、病後回復に至らざる者、老衰者

以上の如きは絶對的勞働能力なしといふにあらす、随つて公共の救助機關に附托するの程度に至らず、さりごとて到底自活自營の能力なしといふ者は出獄後如何になり往くであらうか。此種の者は受刑前既に浮浪生活を送りつゝありし者もあるであらう、或はまた遠近の縁者に於て同情哀憫の念

より扶助しつゝありしものもあるであらう、後者に於ては一朝犯罪をしたとなれば凡べての關係を絶たれ手を放たれるといふ有様となる、斯くて免囚保護の門戸も鎖されて見れば勢ひ浮浪生活に入るの外はない。若し此際斯る浮浪者を救助し保護する機關さへ具備して居れば彼等の再犯を防止して皆な其所を得せしむることが出来る。不幸にして今や其設備のなき爲に彼等は出獄して間もなく故らに犯罪して監獄に復歸する、而して恬然耻づる處なくして曰ふには喰へませぬから………と、是れ豈重大なる社會の缺陷でなからうか。

四、我國の浮浪者處分問題

此所に至つて我國に於ける浮浪者處分問題に言を費さねばならぬことになる。從來我國には餘り浮浪者に關して囂々たる議論の起らなかつたは寧ろ一國の幸慶である、何となれば此種の人物が左迄に社會を壓迫するに至らない證左である。然し

今や之を等閑に附するの時期とは思はれぬ。予が前段に於て浮浪者の累禍を犯罪方面に局限してのみ論じたのであるが、夫でも略ぼ其重大なる所以を闡明することが出来る。况や衛生問題、生産の方面、將た風教の方面から之を論ずれば到底輕々に看過することが出来ないことを知るに難くはなからう。

さて然らば如何なる方法を以て浮浪者處分問題を解決せねばならぬか、卑見によれば第一に浮浪者に關する法律の制定、第二に強制勞働場の開設といふ順序を執らねばならぬと思ふ。

第一從來浮浪者に關する法律の存在することなく、唯だ僅かに警察犯處罰令の第一條並に第二條に多少之が禁止を令し、違背者には三十日以内の拘留、又は二十圓未満の料金を以て罰するの法條が存するばかりである。しかも彼等を罰するといふは抑も未で、先づ其教養を圖り救護をなす所がなくしては決して此處分の當を得たるものでない。

一口に教養といひ救護といふも毫も給與の下に安逸を貪らしむるのでなく、寧ろ之を絶対に禁遏すべきであるから、法制の必要が生ずるのである。即ち或る者は個人とか慈善團體とかに附托し、或る者は特に設けたる營造物に拘束しなければならぬ。又其怠惰者に對しては勞働を強制し長期間勤勞に服せしめて漸次勤勉の良風に馴致せしめ、其自心缺陷ある者に對しては相當の業務を習熟せしめ、多少營生の資を働らき出さしめる、何れも他日自營自活の基礎の確立するを俟ちて、社會上の地位を得せしむるといふ方法を採らねばならぬ。是等の仕事は法律の力に由らずしては決して奏効し難いものである。かの東京に於て警視廳が頗る完備したる勞働場を設立し置きながら、兩三年も經たる今日未だ開設に至らないのも恐らく法制の基礎を缺くが爲であるが。そこで法制の力といふは決して刑罰的の意義を含む法律でなく飽迄も救護の爲若くは教養の爲といふ精神を以て編成さ

れなくてはならぬ。
 第二近頃警視廳の當局者が日本の現状に照しては全國に亘りて強制勞働場を設くる迄の時期に達して居らぬと言はれしは頗る同感であつて、強制勞働場は東京とか大阪とか名古屋あたりには最早や充分に其必要があるが、其他の地方に於ては必要であるとしても數府縣聯合の勞働場を設くるか、若くはノルウエーなどに行つて居るが如く、一私人の許に附托して、警察監視の下に一定の業務を強制するも可なりと思ふ。而して勞働場を設けたれば其管理法は監獄と全然別種にして毫も刑罰的性質を帯びしめない注意が必要であつて、唯だ勞作に出精勉勵せしむるといふが主眼でなければならぬ。故に勞働の勤惰によりて階級を別ち、各階級には衣食の支給に厚薄の等差を設くることが必要である。尤も病弱無能者に對しては多少の斟酌を加へねばならぬが、出來得べくは幾多の種類に分類して其處遇法を異にする注意が望ましい。

終に臨み參考として華聖頓に於ける萬國監獄會議に於て決議したる勞働場に關する點を譯出して置く、

- 一、(巴里會議に於ける決議の再確認)
- 二、頑強にして職業的なる浮浪者及乞食を防止する爲勞働場(ウオークハウス、又はメーション、ヂユ、トラバイユ)の建設を必要とす。此營造物中にて收容者の分類を明確にし、訓練を要するものゝ然らざるものとを離隔し、又勤勉善行に對して階級を定め、以て收容者をして社會に復歸するに足るだけの改良感化を加ふべく獎勵をなすべし。
- 三、此勞働場は耕作及工業の教養に特に重きを置き、且つ收禁の期間は完全に教養を遂げて犯行を制壓するに足るべき長期なるを要す。
- 四、收容者身心の状態は精密に觀察研究を加へざるべからず。
- 五、條件付釋放、之に次ぐ監視の制度、及能ふ

べくは官憲と外部慈善會主任との其方は浮浪者乞食を取扱ふ制度上に缺くべからざる要素とす
 六、職業的浮浪者、乞食の異同識別、分類の法を擴張し若くは創設せんことに賛成す。(完)

不良少年に對する刑事

政策 (承第二十七卷第十一號)

日本犯罪學會會員 澤田順次郎

これ程までに監督を嚴にしても、尙惡友に交るものは稀れであらうと思ふ。併し恚ふいふことを熱心に自分から實行する父兄は、果して何れ程あるであらうか。何れも其の必要は認めて居ながらも、用事に紛ざれて等閑に附するものや、或ひは面倒がつて、放擲つて置く者が多い。箇様で當然竭くすべきことを竭くさないで、獨り其の子弟の悪いことばかりを責むるのは、間違つた話ではあるまいか。

次に注意すべきことは、子弟に読ませべき、教科書外の本、即ち参考書や、雑誌や、新聞等の類で、これには異論多くあるが、中學の一二年程度では、教科書外には、成るべく読ませぬ方がよい。蓋し此の時代では、思想が極めて幼稚で、未だ参考書を利用する力がないから、餘計な本を読ませるのは、害になることも、利益はない。それよりも教科書に就いて、十分に熟讀玩味して、全くこれで通曉する習慣を養はせる方が、幾層優れるか知れぬ。一體何の學科でも、學校で習つたことが、能く解らないと、其の學科が厭やになるもので、出来ない學科に、好きなものは決して無い。數學の嫌ひな者は、出来ないに極つて居る。さういふ場合に、出来ない學科が多くなると、先生には叱られるし、學友には輕蔑されるから、學校に行くことがおつくうになつて、缺席することが多く、其の結果落第すると、愈々棄鉢となつて、悪い方面に發展する様になるのである。不良少年の

である。

尙、子弟の教化に就いては、多數あるが、日常の起居、働作の如きも、監督の眼を輝かす必要がある。夜は早く臥して、朝は夙に起きること、寢具の始末や、室内の掃除等は、自己の役目として必ず怠らぬ様に仕儀けること等の如きは、何でも無い様なものゝ、之れを習慣として維持するには之れを守る者よりも、守らせる者の方が、骨が折れる。何となれば少しでも監督の眼を弛めると、怠慢に流れて、折角の習慣が崩れて仕まうからである。不規則な生活ほど、子弟を情落せしむるものゝないのは、これが爲で、少しのことから悪習慣を造つて、それが不良の原因となることが多くある。世の父兄なるものは、何事に依らず注意して、監督の目を放たぬ様にせねばならぬ。

最後に餘り世人の氣の附かぬもので、而かも少年の性格と、大なる關係を有するものがある。それは飲食物で、其の分量と品種とは、少年の操行

始まりは、學校で習つたことが解らないで、學科の嫌ひになるのも、確かに其の一原因である。

それから雑誌はどうかといふに、これも考へるのである。何れの小供も、雑誌は好きなもので、教科書は放擲つても、雑誌は見たがる。それで之れを適當に導びく時は、利益を得ぬこともないではないが、多くの場合に於いては、次ぎの様な弊害の出ることを免れぬ。

第一 適當な少年雑誌の少ないこと。

第二 惡劣なる雑誌の記事は、子供に悪い暗示を與へて、其の心を悪くすること。

第三 假令適當の雑誌でも、之れに耽溺する時は、學科を疎かにすること。

雜つと右の様な次第であるから、雑誌は最も適當なものを選んで、之れに溺れぬ程度に於いて、閱讀を許すことにしなくてはならぬ。

新聞に至つては、少年には全然有害無益である予輩は飽くまでも、其の禁讀を主張して止まぬの

に影響を與ふること多大である。小兒の摘み食をしたり、買ひ食をしたりするのは、家庭の習慣もあるが、一つは三食を十分に與へない結果もある小兒には忍耐力が乏しく、我慢といふことが出来ないで、空腹になると、手當り次第摘み食をする。これは殆んど小兒の天性で、又一つは營養上の關係もあつて、空腹を忍ばせるのは、小兒に取つて宜しくない。それで家で食ふものが無いと、人の掃溜を漁る様になるものもある。さうでなくとも、さもししい心から、買ひ食をしたいにも、錢が無いといふ場合には、母の財布から一錢二錢とチヨロマカシたり、或ひは家内の物品を持ち出して、之れを賣り飛ばしたりする。それから漸々に人の物を掠めたり、遂には搔つ拂ひや、竊盜などを始める様になる。下層社會の小兒で、搔つ拂ひをする者の多いのは、大抵此の経路を行くのである。

貧家の小兒でなくとも、中流の家庭でも、時と

すると食事のことから、悪い習慣のつくことがある。それはよくあることで、懲戒の爲に小兒の食事を減じたり、或ひは誤解した衛生から、小兒の食量を節したりするのである。さうすると小兒は却つて卑しくなつて、人の食ひ残しや、棄てたものなどを、拾つて食ふ様になる。これも或る監獄教師の談であるが、次ぎの如き例がある。

さる一紳士が、十三四歳になる小兒を連れて來て言ふには、此の小兒は自分の實子であるが、此の頃悪い習慣がついて、兎角家内の衣類や、諸道具を持ち出し、之れを屑屋などに賣り飛ばして、買ひ食をしてならぬ。何とか矯正の方法はないものかと、餘儀なく依頼されたので、承諾して其の小兒を引き受けた。見るところは可愛らしく、那邊か品格のある小兒で、そんな亂暴を仕さうにもないが、併し物恐れをする、沈着の無い、上目で人を見る態から考へると、振れた心が察せらるゝので、よく取り糺して見ると、此の少年の母は

繼母で、其の懲戒に減食制度を探り、些少でも過失があると、三度の食事を二度に減じたり、或ひは一度に減じたりすることもある。それが爲に彼は、空腹の餘り買ひ食の料に、其の父の言ふ如く、家内の品物を持ち出したのであることが判明つた。それで自分は其の惡癖を矯正するには、先づ十分に營養分を取らせなくてはならぬことを悟り、彼の嗜好に應じて、三度の食事に念を入れ、間食の如きも、衛生に害のない限りは、時間を定めて與へ、さうして規律ある生活を営ましめたところが根が不良の少年でないから、漸々に其の心が改まつて、末頼母しい少年となつた云々。

かういふ例は、他にも多くある。それで小兒には、成るべく十分に食事をさせて、さもしい心の起こらぬ様に仕つけねばならぬ。世間には小兒に飽食をさせると害になるとか、行儀が悪くなるとか言つて、三度／＼の食事に制限を附ける者もあるが、それは大なる誤りである。勿論暴食、暴飲

はよくないが、小兒の消化力は旺盛であるから、平素十分に營養を取らなければ、直ぐに空腹になつて、前に言つた様に、卑しい心になるのである。空腹の小兒の品性に及ぼす影響は、前に言つた如くであるが、さうかと言つて、三度／＼の食事に餘り滋美を竭くすのもよくない。何となれば美食は生理的に色情を促すものであるから、妙齡の少年少女に、美食を供すると、放蕩、淫奔に陥る虞れがある。此の邊も注意せねばならぬ。

其の外、子弟の活動寫眞に對する監督も、嚴格にしなくてはならぬ。非教育的なる活動寫眞の弊害は、前に言つた如くで、茲に繰り返へす必要はないが、ヒルムの少年に及ぼす影響の大なるだけ教育的のヒルムは、よき印象を與へるのである。それで特に精選したヒルムは、教育上必要であるが、さういふヒルムは、遺憾ながら未だ一つもない。活動寫眞の取締りは、當局者の責任であらう。併し假令ひ、ヒルムが適切であつても、夜遅く

まで、少年を無監督で手放すのは宜しくない。何となれば少年の外泊は、夜遊びが動機となること多くあるからである。芝居、寄席なども同様で、出て行く時は、直ぐ歸つて來る意でも、先きへ行つて、友達に會つたりすると、遅くなつたに托つて、友達の家泊る様になる。友達の家泊る中未だよいが、一步進むと悪いところに泊る様になる。

縁日などもさうで、一寸と出て行つたのが、それ切り歸つて來ないことがある。小兒は心が變り易いもので、友達に勤めらるゝと、つひ其の氣になつて、家に歸ることを忘れて仕まうのである。それで活動寫眞は勿論、演劇、寄席の類は、少年には觀せない方針を執るがよい。若し止むを得ず遣るならば、必ず監督者をつけて、決して單獨に行くことを許してはならぬ。

感化教育方法とは、家庭を離れて、一種の感化院で教化を施す方法である。此の感化院は最早父母兄弟の手に合はぬ、最も不逞の徒を教導するところで、これに次ぎの二種ある。

甲、普通感化院 Common Reformatory.

乙、特別感化院 Special Reformatory.

普通感化院は病的でなくして、品性の荒れた不良少年乃ち後天的に悪くなつた者を、收容するところで、これに又

一、家庭感化院 Home Reformatory.

二、監獄感化院 Jail Reformatory.

家庭感化院は、家族制を用ゐたる感化院で、主に第二期の不良少年を、收容するところである。教育の方針は、普通の學校に、實業及び技藝を加味したものゝ異ならぬけれども、特に道德及び宗教に重きを置いて、個人性の改良を圖るべく、善良なる氣風の養成を勉めなくてはならぬ。職員は何れも實踐躬行的の名望家で、生徒の信頼を博す

るに足るものでなくてはならぬ。

従來の感化院は、動もすれば形式に流れて、教師の言ふところは、其の行ひと一致せぬから、生徒を教化する力は、極めて薄弱である。然るに家庭感化院には、此の弊なく、職員は父兄ともなり、或ひは教師ともなりして、根底から彼れ等を改造するので、其の効果は著しくある。

監獄感化院は、心性の最も荒れた不良少年、即ち第三期のものを收容するところで、米國のエルマイラ感化監獄の例に倣ふが宜しい。此の感化監獄のことは他日に譲る。

次ぎに特別感化院は、専ら病的及び先天的の不良少年を收容するところで、その種類に従ひ、

一、白癡院

二、精神病院

三、治療感化院

等の別がある。これも他日の説論とする。

結論

以上は不良少年の原因、動機、豫防及び感化等に對する卑見の概要である。此の卑見は徒らに机上の空論から來たのでなくして、年來吾人の經驗せる事實に、諸家の意見を参照して、一篇となしたのである。併し感化院といつても、其の組織及び事業等は同一でなく、其の管理又は院生の待遇等にも、それらの特徴があつて、一長一短を免れぬのは、國情風俗の然らしむる爲と考へらる。それで我が邦にては、我が邦に適當したる、模範的感化院を設けて、其の實効を擧ぐることに努めなくてはならぬ。

それで結論として、茲に不良少年の救治法は、如何にせばよきかといふに、第一は警察權を以て、不良少年の取締りを嚴にすることである。家庭や感化院等で、教化することの必要は、前に述べたやうであるが、刑事政策の上から不良少年を取締

ることも、缺くべからざるどころであるといふて、不良少年は普通の犯罪者と、同様に待遇してはならぬ。これは次ぎに述ぶる少年裁判所の例もあるが、警察が學校と連絡して、不良者と認むる者の行動を、監視することである。

此の方法は従來も行つて來たところであるが、警察も學校も手が廻りかねて、其の効を奏することが尠なかつた。それで警察の手数は多くなるであらうが、各署内に不良學生の取締りに關する、専門の掛官を置いて、十分これに當たらしむることが必要である。現に警視廳には不良少年に關する掛官があつて、時々不良少年狩りを始めることあるのは、人の知る如くであるが、吾人の考では、あれ丈では効力が尠ないと思ふのは、手が廻り兼ねるのもあるであらうが、一つは全然學校とは分離して、單獨の行動を執る爲に、いつも大魚を逸する憾みがある。

警察の方から言へば、警察の一部に學校警察と

いふのがあつて、絶えずその方面の監視をして居るといふことであるけれども、之れは殆んど有名無實であることは、前に言つた如くである。何となれば警察の方では、學校を憚る傾きがあるし、學校の方では警察の力を籍るのを、不名譽とするからである。それであるから學校と警察とは、反目の姿で一致し難く、學校警察なるものは、實際に於いて成立しないのである。

又學校の方では、學校が警察權を籍りて、不良學生を取締る必要はない。學校には學則の制裁もあれば、校則もある。何を苦しんで警察力を籍らんやと言ふであらう。成る程これも一理ある説で神聖なる學校に、警察の干渉を受くることは、學校の威信にも關するから、教育家の屑しとせざるどころなるは、言ふまでもないが、併し今日の有様では、學校も或る程度までは、警察力なしに不良學生を取締ることの困難なるは、明々白々なる事實である。單に私立學校といはず、公立或ひは

官立の堂々たる學校でも、往々學生のストライキに、職員が泡を食つて、其の時に初めて警察に頭を下げて、取り鎮めて貰うことがよくあるではないか。若し學校が警察と連絡が出来ぬといふならば、ストライキは勿論、不良學生又は犯罪者等を、其の校門から出さない様にして貰ひたい。それが出来ないで警察官を不淨者の如くいひ罵るのは笑ふべきの至りである。

それで今日の急務は、學校警察を實行するにある。學校警察の任務とするところは、主に生徒の退校時を警戒して、途中で誘惑、脅迫若しくは恐喝等の行はれぬやうに監視し、時に注意人物に就いては、尾行することもあつたらう。而して監視者はすべて平服で、通行人の如く装ひ、斯くして檢舉したものの中、學籍あるものは、家庭及び學校に通知して、ともに警戒を加へ、又浮浪無頼の徒は、前に述べたる感化院に送つて、感化するのである。

終りに一言したのは、少年裁判所である。これは感化院と共に、不良少年の救済に必要で、特別に少年犯罪を裁判するところである。此の少年裁判所は現今歐米各國に行はれて居るが、其の裁判所は、普通の犯罪者の審問に使用さるゝ法廷と全く分離した建物に於いて、開かるゝところもあれば、普通の裁判所内に於いて開かるゝところもあつて、一様ではないが、何れにしても、他の法廷と全く隔離した特別室に於いて、開かるゝのであつて、少年の犯罪を防遏する上に於いて、好成绩をあらはして居ることは、法曹社會の知るところである。これに就いて詳述したのであるが、餘白がないから他日に譲ることにした。(完結)

軍人犯罪者とその保護に就て

渡邊圓流

去月三日、今上天皇陛下には明治天皇の御誕辰に

して且帝國軍人會創立の記念日をトし 優詔及御内帑金を在郷軍人會に賜はりたるは國民の等しく恐懼し 聖慮の深遠に感激せざるものなからん司獄に職を有するもの又 聖旨の存するところを拜察する時 聖慮の奉體徹底には當然其一半の責任を有するものなることを自覺すること無くして可ならんや

刑の執行官たるものは平素獄門に送らるゝ受刑者の犯罪、性情、境遇等を通じて時代思想の推移、社會現象の變化、生活問題の動搖、精神教育の消長等を考察し犯罪現象の現實狀態及其起因等に深刻なる視察を拂ふて適當なる教養と保護を與ふるの方策を採らるゝならん若し然らざるに於ては積極的に行刑の目的を達することの到底不可能なるべきを以てなり 今御優詔を行刑の上より拜察して聊か所感を披陳して先輩識者の高教を乞はんと欲す

惟ふに歐洲に於ける禍亂の狀況に就て之を見るに

交戦各國は益兵力を増加し苟も武器を執り得る男子は悉く驅つて戰場に赴かしめ尙且足らざるの情態にして其軍隊の多數は在郷軍人を以て充され戰場の輸贏は是等在郷軍人の精銳なる否とに依りて左右せられつゝある事實を表明せるの際に於て我帝國戰時編成の要素たる在郷軍人に對して優詔を賜ひて精神教育を鼓吹し給ひし一事は吾人一國民として猶感激に堪へざるものあり況んや在郷軍人の感激夫れ果して如何ぞや苟も軍人の心裡に自覺の靈火を點じ發奮の活機を與へたるものあることを信じて疑はざるなり全國在郷軍人會は競ふて森嚴なる奉讀式を奉行し各軍事關係者は熱心御聖意奉體の爲に盡瘁しつゝあるに見ても如何に奉體の誠意殷んなるものあるを知らん

此時機に際し國家行刑の立脚地より軍人教育の一缺陷を指摘し之が救済策を講ずるに努力するの辦法を採ること穴勝司獄官として没交渉の事業に非ざるべきを信するなり何となれば先づ吾人をして

行刑上より軍人精神教養の必要な所以を瞥見せしめよ 平素武名赫々たる軍人にして一旦國法に觸れ刑事上の罪名を負ひ彼等戰功を語る胸間の勳章は哀れ褫奪の身となり緒衣を纏ふて鐵窓裡に悶々呻吟する軍人の漸次増加するの傾向を目睹する時は直ちに我軍事戰鬥力の阻害と地方風教の惡化就中地方自治及青年精神の振策上尠からざる影響を及しつゝあるの狀を想見せしむるのみならず將來國民精神消長に關し竊かに憂慮せらるゝものあり吾人は本福島監獄に監者に就て之か調査を爲せしに左記統計に示すが如き表示を得たり

(一) 現在受刑者人員と犯罪軍人員別

(1) 總受刑者 七三四名(十一月々末人員)

(2) 犯罪軍人 四七名

(二) 犯罪軍人と兵種別

(1) 海軍機關兵曹 一名

(2) 海軍二等水兵 一名

(3) 陸軍歩兵二等卒 六名

- (4) 陸軍歩兵一等卒 十八名
 - (5) 陸軍近衛歩兵一等卒 一名
 - (6) 陸軍近衛騎兵少尉 一名
 - (7) 陸軍近衛騎兵一等卒 一名
 - (8) 陸軍砲兵一等卒 一名
 - (9) 陸軍一等看護卒 一名
 - (10) 陸軍憲兵上等兵 一名
 - (11) 陸軍砲兵輪卒 二名
 - (12) 陸軍輜重兵二等卒 一名
 - (13) 陸軍輜重輪卒 九名
 - (14) 陸軍近衛輜重兵一等卒 一名
- 外ニ入營前犯罪兵種
- (1) 陸軍歩兵 一名
 - (2) 陸軍輜重輪卒 一名
- (三) 犯罪軍人と帶勳別
- (1) 勳八等瑞寶章拜受者 七名
 - (2) 勳八等白色桐葉章拜受者 八名
 - (3) 功七級金鷄勳章拜受者 二名

- (4) 正八位勳六等瑞寶章拜受者 一名
 - (5) 從軍徽章併受者あり
- (四) 犯罪軍人と罪名及犯數別
- (1) 竊盜 二三名
 - (1) 一犯以上五犯迄十七名
 - (2) 五犯以上十犯迄 六名
 - (2) 強盜 初犯一名
 - (3) 横領 四名
 - (1) 一犯 一名
 - (2) 二犯 二名
 - (3) 七犯 一名
 - (4) 賭博 二名
 - (1) 一犯 一名
 - (2) 三犯 一名
 - (5) 竊盜及詐欺四名
 - (1) 一犯 一名
 - (2) 二犯 一名
 - (3) 三犯 一名
 - (4) 六犯 一名
 - (6) 詐欺 五名
 - (1) 一犯 三名
 - (2) 三犯 一名
 - (3) 四犯 一名

- (7) 文章偽造行使詐欺二名 (1) 一犯
- (8) 傷害致死 一名
- (9) 公文文章偽造 一犯二名
- (10) 殺人 一犯一名
- (11) 偽造兌換銀行券交付 一犯一名
- (12) 傷害 二犯一名

(五) 犯罪軍人と刑期別

- (1) 懲役四月以上一年以下ノモノ 九名
 - (2) 同 一年以上五年以下ノモノ 二四名
 - (3) 同 五年以上十年以下ノモノ 一四名
- 別記の統計事實は十一月末現在福島監獄に於ける犯罪軍人にして即在郷軍人史の一裏面なり如斯帝國軍人の裏面觀を世に提擧するは吾人として甚遺憾に堪へざるものもあるも我全國の監獄現在の受刑者中若し精密に調査せば實に數千の不名譽なる軍人を發見し得べく此等行刑上に現はれたる國家の損耗を明にし苟も平素軍人精神の陶冶に力を致し

つゝある識者の考慮を求め一は在郷軍人の自覺を促し聊か郷黨に於ける之等軍人、及青年犯罪防遏の機運を策進するの道を開くも決して司獄官の無用なる策にはあらざるものなることを信じて疑はざるものなり寧ろ之等軍人教育裏面の實情及其缺陷を知りながら之が防遏保護の爲適當の方法と連絡を缺如するを以て遺憾とするものなり抑も今回賜ひし御優詔たるや、聖慮深遠にして濫りに草莽の推測を下すべからざるも

(一) 軍人精神の鍛鍊及軍事技能を増進すること
(二) 郷黨に於ける臣民の本分を期すること
の二大聖旨に歸するものなるが如し實に軍人精神の鍛鍊と軍事技能の振否とは直ちに軍國勢力の強弱に一大影響を來すべきものなるも軍事は非常時を意味せば平和時の軍人教育の忽諸に附すべからざる論を俟たず實に郷黨中心の國民的精神の養成に、聖慮を濫そぎ賜ふこと甚大なる恐懼に堪へざるものあり 御勅詔の後半は實に此大御心より出

てたるものなるを拜察するに餘りあり然るに不名譽なる軍人の汚れたる歴史を調査するに多くは如斯徑路を有す、日清、日露の戰時に參加し凱旋歸郷せる名譽ある軍人は勳功叙勳帶動者といふ名譽を負ひて慢心、怠惰、浪費、誘惑等の爲郷黨家業の勤勉なる勞働を欲せず酒色に耽り一家一門を苦しめ地方青年の美風を壞り反て郷黨指彈の人となり遂には國法に觸れ不祥事を演出し戰功によりて贏ち得たる名譽の總ては種奪されて獄門に降を乞ひ緒衣の捕虜となるもの甚だ多し今之が犯由の事情を詳察せば自ら明瞭するところあらん

(六) 犯罪軍人と犯由別

- (1) 生計上の窮餘に原因せるもの 五名
- (2) 流浪失職 二名
- (3) 飲酒及遊蕩 二四名
- (4) 飲酒及賭博 七名
- (5) 投機失敗 二名
- (6) 淫慾 二名

- (7) 憤怒 二名
- (8) 嫉妬 一名
- (9) 内縁の妻と共謀貫子虐待 一名
- (10) 新奇なる傳道事業の失敗 一名

之等軍人の墮落の徑路は殆んど酒色遊蕩といふ肉慾物質の耽溺にあらざれば眞面目なる勞働的家業に就くを欲せざる放恣なる生活を求めんとするに出でたる犯罪なることを知るを得べく吾人行刑の立場より彼等の眞摯なる告白懺悔を聞き然して種奪されたる武勳を語る燦然たる勳功章を見る時此痛はしき光景に慄然として驚愕すること數々あり之が防衛策は我國の決して忽諸に付すべからざる急務の事業の一にして之が適當なる措置を採るの責任の一半は行刑官の上にあるものなるを感せしむるものなり、嘗てプリンクラー氏は彼獨特の批評を我國民に與へたることあるを記憶す即ち「日本人は義勇奉公の念あるも道德的精神の念に至りては幼稚なり國にある國民は慚息、放蕩、詐欺に

して良心的行動の念に乏し」云々と實に行刑上より我國現在の精神界の現状を推究せば何等反駁の餘地無しと雖就中在監者中約一割の犯罪軍人を有する現況を見れば聊か寒心に値するものあるにあらずや故に吾人は之等軍人の犯罪防遏及保護上に關して現今既成の一般保護以外に特殊なる一機關を設くるか若しくは現今の保護會の一部の事業として經營するか何れにしても一面軍事當局者を促して獻策するところあり一方全國在郷軍人會と氣脈を通じて特殊なる方法を講し以て我國軍人史の汚瀆を防禦せんことを欲するものあり若し全國在郷軍人會と連絡を保持して之等軍人の犯罪防遏を警戒し保護を托するを得ば軍人にして如斯不祥事を演出し名を牢獄に晒らすが如きもの漸次減少するのみならず現下我國犯罪現象の一として將來憂慮すべき青年犯罪者及不良少年に對する犯罪の防遏及保護に對する有功なる機關として國家刑事上及行刑上裨益するところ決して尠少にあらざるもの

なることを感せしむるものあり斯く有機的に連絡活動の甚だ緊要なる所以を認めれば敢て所感を繰述したるなり諸氏之を諒せられよ

監獄衛生雜感 (其十二)

金澤 貧 樂 生

予は虚言を一徴候として述べたが之は變質者及ヒステリー家の興味ある症候であるから一言すること許されたい無根の事實を實際ありし歟の如く裝ふて詳細に述べたのである、

目下入院中の一患者は剪徑や強盜の話を製作して場所時刻から連類並に動機まで逐一述べたてが實は跡方もないことである他の一患者は曾て軍人團體に入會し騎兵曹長であつたと唱へ軍服を着た寫眞を所持し軍事に關する智識を發展し大演習の出來事を詳説し行軍も違者で總て好適軍人の資格を備へて居つた爲に誰も軍人なりしことを疑はな

んだが「クリニツク」に於て其然らざることが現はれた、

人も知る如く大金の紛失した場合に自ら犯罪人として虚偽の訴を爲す者が少くない其一部は變質者又は「ヒステリー」家である斯かることを爲したならば愉快ならんどの想像と世人の注意をひく爲に斯く爲すのである、

諸君以上で變質者の重なる徴候は述べ終つた、神經衰弱、ヒステリー、ヒポコンデリー、及類癲癩を此病源中に組込むことも出來るし躁狂性鬱憂狂も親類した所がある斯く爲すと兩者の已分が困難となる併し實地上利益のことがないではない變質的性格は治療することは出來ぬが神經衰弱及ヒステリーの徴候は治療し得る、それから先天的精神耗弱と變質徴候と結合した者も少くない、

診斷の場合には「神經衰弱」と「ヒステリー」の主觀的愁訴を聞取ると此病氣に特點な所がある尙之に身體的検査を兼行ふがよい身體に變質徴候が多くあ

り感情生活や觀念は不安定な所があり前述の徴候の一部が現存する時は變質の鑑定を下してよい若し又神經衰弱の徴候や「ヒステリー」の徴候のある時は變質と神經衰弱又は「ヒステリー」の合併症である若し神經衰弱と「ヒステリー」又は癲癩の徴候のみがある時は變質はなしと鑑定する、

述べ來つた病的現象が個人の生活に取て決定的の意義を有し得ることは前に述べた只此事が千態萬狀となつて出現し來ることを附言する、

終りに一言すべきは精神病者は性慾増進の時に相手を擇ばす之に満足を與へるのである故に予の七十名の患者中に八名の梅毒に感染した者のあつたのは驚くに足らぬことである、

之より療治に移る變質者に教育を施し得べき歟は未詳問題である唯確言し得るのは患者の病的人格たる核は終生治せぬことである即ち豫後は佳良でない併し一二の徴候は療することが出来る、

小兒期に現出する睡眠障害、苦悶感情、活潑な夢、

就眠困難は此關係上謝すべきものである、晩食を早く済まし讀書を制限し總ての刺戟を避け身體的作業を勵行して勞らしめ止むを得れば小量の臭素「ウエルナル」を與へ又は温浴を行はしむべきである予は大人の夜間苦悶状態に對しては「エルレンマイエル」氏臭素合劑を用ひた、醫師が此他に問はるゝは學校成績不良に對する方法である両親は何故に成績不良なるや此先を學校へ行かしむるも無効なるべき歟を尋ねる就中高等教育を受くる者に就て此問を受くる予は非社會的傾向の有無を標準と爲した若し之が存在する時は中學を退學せしむる併し此時は早既に簡單な業務に就かすことが困難である又生徒が一定の年齢に達して卒業の目的から甚しく遠ざかつて居る時も退學を勧める經驗上斯かる者を卒業させることは困難である強迫觀念の早期に發顯する者も時として修學不能となり實業に就いた方がよいと思はれることが往々ある、業務の選擇に就ても醫師は屢

問はるゝ簡單な田園生活か生活費を産出することが往々ある或る場合に於ては之が至極適應する家族間の關係が不良な時は醫師は變質者を隔離する義務がある或は感化院へ入れる併し改良することは殆んどない寧ろ他の同院生から惡影響を蒙むる故に感化院行を勧める前に精神病院で鑑定をさせるがよい、氣候の強變は心身に惡影響を及ぼし新しき合併症を起し易い熱帶地方に移住し酒の爲に重罪を犯したものを數名目撃した、精神病者には讀むべき書物を無視する必要がある想像の活潑な者は奇險な讀物を好む往々犯罪的行為に陥る者のあることは法廷の審判に現れる、手淫は體格的業務に由て防ぐか最良である（體操、散步、浴浴）時として小量の臭素劑が有効である、成長せし精神病者に於て重大なのは結婚問題である變質者は結婚すべき歟予は重症の者のみ禁すべきと信する變質と躁狂的鬱憂狂とは密なる關係が

あるから注意して鑑定し若し鬱憂狂又は躁狂の初期なることを認めたらば無論結婚は禁する、若し同性愛者で結婚に由て此患を除かんとするならば醫師としては否定すべきである治するよりも悲惨な配偶となるものが多い、性的異常は予の見込では治癒の見込少ない者である催眠術は之を勸むる者も澤山なく一時的の効のあることは實際である併し永久の効がある歟は疑問である其他にも一時性慾を減退せしむる方法はあるが永久の効はない、

を善知して之を思ひやる者の所へど時々尋ねて來る、他人と交て不安全感を感ずることの輕度の者例之は赤面するの類は神經衰弱を兼ねる時には随分治する予は之に神經衰弱の療法を勵行する即ち一定時間職務を休ませる肥胖療法を行ひ疼痛があれば電氣治法を行ひ又は藥を服用せしめ始めて他人と語を交へる時には談話を豫備せしむる初次の交際が良好であると自信が生じて漸次治に向ふものである、

強迫觀念も亦性的異常に同しく治療は困難である新しき場合で永久の効のあつたと思はるゝのは今日迄一ヶ年經た患者である其他は盡く一時的の輕快である多くは催眠術に由て暗示を應用したのである此際予が特に揚言せんとするは不治と思ふても其患者の間を叮嚀に聴取り能く慰める時は良成績を擧げることがある多くの患者は自己の疾病の不治なることを悉知するにも係はらず病氣の状態

諸君予は終尾に達した予は諸君に變質性格の暗黒面を紹介したのは之か醫療の問題となるからである併し變質者中には精神拔群の者があることを忘れてはならぬ文明の進歩の或る者は彼等の賜である美術家の如きは無數である、○蜀玉黍を在監者の食糧中に加へたるは近來の出來事にして醫學者の餘り知らざる所なるやも知る可らず徒に金錢問題より打算する衛生施設は誤謬

多くして目的を失ふこと尠少なからざるに非ずや「ヅキタミン」學說の唱導せらるゝ今日に於て食糧の活用は大に注意すべき問題なりとす吾人の食物蛋白、水化炭素、脂肪、プーリン、リポイード及鹽類の外、今日まで知られざりし而かも生活上最重要なる物質「ヅキタミン」Vitaminなるものを含有す該物質は含窒素性にして其構造複雑に且耐性弱度なる結晶體にして生活上缺くべからざるものなり食物中若本物質を缺かんか如何程他の物質に富みたりとも必特殊の疾患を發生す「スコルブト」及脚氣は之に屬すべきものなり「ヅキタミン」は甚しく動植物界に散布す穀粒中には重に其表面に存在し外層を搗磨除去するときは「ヅキタミン」成分は消失すべし「ヅキタミン」は短時間の煮沸に堪ゆれども過剩熱其他除鹽乾燥によりて破壊せらる人乳は多量の「ヅキタミン」を含有す、

玉蜀黍は搗磨不注意なるときは「ヅキタミン」の大部分を失ふが故に恐らくは之が「プラグラ」の原因

たるべく従つて玉蜀黍は主食物として使用に堪へざるのみならず必「ヅキタミン」に富める馬鈴薯、果實、野菜、牛肉等と混用せざる可からず若然らざれば搗磨せずして玉蜀黍を其儘食するを要す

○米を長く保存せるものに如何なる變化を來たすやを試験せり半搗米を袋に入れ昆蟲等の存在する濕地に「ブリキ」罐に入れて放置したり一年の後これを以て鶏を飼養せしに些の脚氣症狀を來さゞりき由是觀之長期の放置は米中「ヅキタミン」に何等の變化を來すものに非ず

○脚氣解説現在の狀態により白米を禁止し半搗米を懲慥し少くとも五酸化燐の〇、四%を含むことを「シャム」に於て布達したるに之を勵行せるものに於ては頗る佳良なる結果を來たしつゝあり

○Bradford は「シャム」に於ける二箇所の監獄に於て二年間に甲は乙よりも十四倍の脚氣患者を發生せり而かも二ヶ所とも同様な衛生狀態にあり又同様に白米を使用したものにして若強いて異

なる點を求むれば甲は食餌が分配後三〇―四五分放置せられ甚しく蠅を以て行はれたることにして四十八時間を経て白飯を分析したるに約倍量の有機酸を證明せり蠅の多く存在する所に脚氣の爆發を見るが故に何等の關係あるに非ずやと云へり

○蚤 卵の産下せられてより孵化迄に要する時間は二日乃至十日なり卵の熱に對する抵抗力は八十五度乃至九十三度にして低温度は孵化を妨げ卵を死滅せしむ四十九度の冷蔵庫に於て卵は過半死滅すべし湿度〇、七以上にして温度六十五度乃至八十度なるときは孵化に最も都合よきものとす孵化直後の幼蟲は他の狀況不良ならざるときは數日乃至一ヶ月以上食物なくして生存し得、食物及び過度の温度存在するときは濕氣は其皮膚が乾燥せざる程度に於て存すること必要なり動物の尿及汗によりて蟲體周圍が一部分濕氣を含むのみにして其場所は好適の發育所となり得、水氣多くして温度高き場所は乾燥して靜止せる場所よりも甚だ生育

に不適なり幼蟲活動期に要する時間は極めて變化大にして蚤の種類により九日乃至二百二日なり藪中にある時間は八日乃至三百五十四日にして是亦種類により異なりとす此期間の一部は幼蟲の形にて存し一部は蛹の狀態にてあり又一部は成蟲として存し或刺戟によりて外に出づるを待つものなるが各時間の長さを計るは困難なる作業なり

藪の構造並に形は種類によりて異なれども其外觀は主として幼蟲期に其中に生存したる物質によりて異なり是藪には幼蟲の時期の周圍にありし物質が結藪の際に附着するを以てなり故に時に軟く且粗造にして時に硬く且もろし凡て藪中にて越冬するもの多く然れども稀に暑中休眠し秋季冷涼の候に至りて藪より出づるものあり

成蟲は四十五度乃至五十度の温度にして濕氣に充ちたる空中にては蚤は永時間食物なくして生存し得、即ち三十七日乃至百二十七日間を保つことあり而して温度湿度の關係餘り不良ならざる時は食

物のなきことは其生活力に大なる關係なし「ゼ、ケオピス」は「セ、フアツミアツス」に比して宿主を喰れたる際の熱及乾燥に對する抵抗力に於ては殆んど優れる所なし、然れども前者は其床上にあるよりは主として鼠體上に住む性ある故「ベスト」傳搬者として後者に比して危険一層大なり自然の宿主より營養を得る時は飼育箱内に於ても蚤は百日以上生存す温血動物の血液以外に蚤の食物として從來知られたるは病みたる蠅及び鱗翅類の幼蟲なり蚤の生殖には温血動物にて養はるゝこと必要なり蚤は藪より出づるや速かに交尾す、されども食物を與へざりしものに於ては産卵を見ず又た「ブ、イツクタンズ」の交尾せざる雌に食物を與へしに自然に産卵したることあり(但し交精せず)蚤は宿主を喰れたる後に於て獨立の一生代を繰り返すこと能はず宿主の血を吸ふこと一日に十五分以上ならしむれば多く産卵し得、雄蚤は少くも十三個の雌蚤を受精せしめ得又雌は多數の卵を産する爲めに

は一回以上交尾するを要す一個の蚤が卵より發育して成蟲となり死する迄の最長生存期日は「セ、フアツミアツス」六百八十日「ゼ、ケオピス」三百七十六日「ブ、イツクタンズ」九百六十六日「ク、カニス」七百三十八日「セ、ガリネー」四百八十一日なり我監獄には蚤の繁殖に付て研究したるもの少なしと雖も蚤の居ることは多少あり營養分豊かならざる食物を與へ居る在監人に對し蚤に血を吸はるゝの多少を顧みざるは遺憾なりとす蚤の驅除乃至繁殖を妨ぐることは無用の業に非ざるべし然れども監獄によりては蚤の如き平氣に考へ居るのみならず虱の居る監獄あり在監人を細民標準に取るは可なりと雖も虱も其一に數へられては困まることに非ずや敢て識者の反省を促がす

○水道に木管利用 監獄建築上水道を利用するの必要なる所あるべし鐵管の如き經濟上許さざるが爲めに之を布設せずして用水に苦しみ又は不良の用水を使用して顧みざるが如きことあるに至りて

は木管利用も亦た一使法に非ずや亞米利加合衆國各地に於て延長百哩に渉る木管水道を使用するコロラード州ニュートキヤツスル市デンバー市の如き近くは富山縣に於ける小川温泉が三里餘の山間を経て引用され居れり然るに神奈川に大日本水道木管株式會社の起るあり木管水道の特長は鐵管より強固にして耐久遙に強きこと運搬、結合、取扱等に於て經費非常に少なきこと水を運搬する能力強きこと感電の憂なきこと酸又は硫酸等の爲めに腐蝕することなきこと寒氣に對して強きこと、水質を良好ならしめ且其味を美ならしむること氣候の影響を受くることなきこと絹絲絹織物の光澤を損せざること等なりとす木管使用の總經費は鐵管の半額以下なり

個性勤勉の馴致と監獄作業

前橋 櫻 井 革 聲

感化の効果容易ならず懲戒の手段復た十全の績を

見す。資性懦弱にして習風又遊惰なるは全國五萬有餘の囚徒中殆んど其全數に通用せる事實にして而かも亦至當の觀察なるならんか。難い哉之れ等の囚性を以て勤勞の域に誘導し奮勵の風を馴致せしめ以て作業上緊張の良慣を養成せしむることや。吾人は之れが淵源たる囚人の個性其者に對し一般に勤勉の氣風を喚起するの古今となく最大急務なるべきを反覆して茲に提唱するの止むなきを遺憾とするものなり。

蓋し人は志望を遂げんとして精神的絶大の奮勵努力を惜まず。將た又人は欲求を満たさんとて有形無形に涉り無限の激闘を繼續するは凡そ社會的大集團中階級の如何を問はず必然の状態たらざるなきか。然り其志望欲求の裏面には成功に伴ふ報償の當然享受せられて。之れが天爵の形式として位階勳綬の燦たるあり。之れが天爵の聲譽として四海の敬仰を博するが如き。苟くも献身的努力の徹底する所決して徒爲ならざるを立證して餘

りありとす。而かも囚人として獄裏鐵格の冷かなるに起臥する者は。業に既に社會的生命斷絶し凡百の志望欲求は冷却して死灰と一般豈夫れ何の奮闘そや。花に對しては悲觀の友となり。月を望んでは哀愁の情に堪へず。竟には自暴自棄して闇窓人なきを機とし一死以て現世の苦惱を免脱せんとするは。殆んど其總てを指して然りと答ふるの多く失當なるざるを吾人は明言して憚らざるものなり。

然れども天文學德兼備の士にして。一朝の過失に周圍の人となるも意衷常に躍々として捲土重來の志念に驅らるる者決して尠少なからざるは争ふべからざる事象なるも。其如此は監獄作業其物に對する素質上何等關涉を有するものに非ざるは勿論。罪質の如何に依り一概に論斷する能はずと雖も。行刑の效果に於て懲懲的にも感化的にも殆んど何等印象を留めざるなり。然り行刑の主旨は零丁頼なきの徒をして希望を誘發せしめんが爲めなり。

鯨寡孤獨無言の窮民をして蘇息の域に開導せんが爲めなり。然り而して作業は之れを強制嚴課す。而かも體質年齒技能の如何を斟酌し勤勞の天賦なるを自覺せしめ。樂んで苦役を勤行するの精神を悟せしめんと焦慮するに外ならざるなり。行刑の原則既に斯くの如くにして作業賦課の綱領此に存すとせば。只之れが主體たるべき囚人各個の靈性を陶冶し。彼の強制を待たずして日課の遂成に奔り。嚴命を達せられずして科程の完了を競ふの方法を講究するの切要事項たるを感せずんばあらざるなり。

既に社會生存に絶望し自暴自棄に傾きたる者をして幾分にても人道の趣味あることを知得せしめ。彼に百敗せるも此に一起の道あるを認識せしめて豁然天機と契合し失望の念を恢復して洋々たる温波に心理を遊ばしむるは。學理上より研究するも實際的より推測するも洵に一大事業たるを識得せざるべからず。然れども人誰れか生を欲せざらん

悍猛惡逆の兇兒と雖も。驟然悔悟の域に達して出獄後正業を營み生存を遂ぐるの望みあらんには。必ずや樂んで刑期の満つるを期待し再び天日の新たなるに感泣せざらんや。又常習犯者にして社會の嫌忌甚しく郷黨容るる者なき悲惨の境遇に立つ者と雖も。眞實改過の効績ありて後悔の狀著しきを認むるときは。社會は之れを誘掖して救濟輔導の實を盡すべきを知らしむるに於ては。良心の歸嚮する所敢て習性頓悟の望みなしとせんや。然り前途に光明を認めて歸善の實を擧げ將來に希望を繋ひて改過の本能を發揮する所。即ち彼れ等個々の心性に勤勉力行の精神湧起する所にして。之れを擴充拓開して一般の囚人に及ぼし神聖なる勞働の趣味を覺得せしむるや誠に作業上至大の進域を見る所以にして。囚情一度此狀態に達するや督勵せずして教令行はれ鞭撻せずして實績を收むべく。至難なる監獄作業の施設も始めて豫定の進歩を實現するや敢て疑ひを容れずと思惟す。

今や吾人は上來の所説を一括して。然らば社會的生存に絶望せる囚心を再蘇復活せしむるの方策如何を思索するに。第一人類生存の意義に關し偶然ならざるの眞諦を會得せしめ。彼の父子の親兄弟の友之れを各別に立論するときは。偕に深甚なる理義を含蓄し決して犯罪等に依り。宗統系絡の泯滅せざることを哲學的見地より平易に論訓し。以て獄窓呻吟の境を速かに解脱するの信念を觸起せしむべく。第二因果の道程善惡の應報に關し過去現世未來に涉る干繋の最も尊重敬畏すべき歷程あるを知悉せしめ。自己の惡爲に依り暫時にても骨肉同胞の苦悶を惹起せしめて血管に異様の波動を傳ふるの少小ならざるを誨教するが如き。要するに誘導啓發の際に於ける臨機の活斷を望むこと大なりとす。第三即ち彼の免囚保護事業に尙ほ幾層かの發充を圖り。苟くも孤獨にして歸還の住所寄寓の親姻なき者は勿論多少の親族知己を有すと稱する者に在ても歸住後の營生疑はしと認むる者。

及び保護に對する照會回答の上に於て較や其力薄弱なりと察せらるる者。或ひは社會に對する面目上止むなく父兄に於て歸還を默許すと云ふが如き形跡ある者等。凡そ幾多の情態境遇を觀察して出獄者の志望を容れ願意を査究して善後の方針を授くる等。蓋し無限の保護力を具備して之れに臨まざるべからずして。其効果の大なると同時に事業の複雑なるは勿論の事態なるべきが。近時に於ける免囚保護事業の伸展は全国各地に亘り刮目すべき視あるは獄制の充實と相須ち内外呼應以て兇性を矯回し。情心を翻轉せしむる周密なる施設に到達するの決して遠きに非ざるを確認するに難からず。

之れを要するに希望の存する所努力之れに伴ひ。欲求の生ずる所奮勉必ず充填す。然るに既に社會に厭棄せられ。父母兄弟に嫌惡せられ。妻子眷屬に離畔せられ。而かも身は重科を負ふて鐵欄四支に冷かなる所。紀律節制に慣熟せざるの結果動も

すれば獄吏の叱咤に耳を破るの際。作業に對する熱烈の意を缺くや或ひは其所ならざるなきか。將た科程に對する製品の良ならざる或ひは其因なしと云ふべからず。畢竟彼等の勞作は消日主義なり製作に趣味を有すと云ふが如き勞動に熱中すと稱するが如きは毫末も望む能はず。否之れ等の意味は絶無なりとす。故に素品の濫用作品の粗雜科程の不進歩等。凡そ如此現象は當然の結果たらざるなきか。嗚呼其志望の存する所を察し欲求の趣く所を問ひ。幾分にも其慾望を満足せしむるの方針に利導して日夕の勞動に活氣を呈せしむるは。吾人職に行刑の班に列する者の改究すべき重大問題ならざるなきか。書して會員博雅の垂教を望むと云爾。

浦和監獄川越分監少年受刑

者處遇の近況に於ける一節

典獄 白井勇松

我浦和監獄川越分監は懲治人收容より一轉して少年受刑者を收容の爲めに新たに場所を轉じ且つ設計を變更し三年餘の歲月と五萬圓の建築費を費やして明治四十三年十二月に落成したるも用材其他の關係上且つ又年々暴風雨の被害に遭遇して存外大修繕を要するに至り又一面には最初懲治場式なりしを中頃變更したるものに係るを以て監房の如きも時代の要求に適するものにあらず獨居監房の如き僅かに二十五房を有するに過ぎざる建物なるを以て少年受刑者を適切に處遇し得らるべき苦なく故に司法省に於かれても昨年度即ち大正二年度に於て更らに壹萬圓建築費を支出して新たに房數六十を有する獨居監一棟を建築することとなり之れが新築を爲し又本年度即ち大正三年度に於て更

らに壹萬圓の工費豫算を以て九十二房を有する夜間獨居監一棟を新築することとなり今や此工事も殆んど竣成の域に至り而して「昨年秋暴風雨被害の復舊工事として周圍板塀の幾分を鐵筋「コンクリート」に改築するに當り其工事の繰越より連續して從來の板塀を悉く鐵筋「コンクリート」塀に改築しつゝありて是れ亦大正三年十一月を以て竣功し即ち周圍全部の塀は悉く鐵筋「コンクリート」として完成するに至り大正四年度に於て舊來の懲治人收容式監房二棟及び舊來の獨居監房を適當に改築せば建物に於て兎に角少年監として比較的相當なりと信じ得べき程度に至るべし而して今や既に二棟の獨居監此房數百五十二房及び改築に至るまでは不完全たるを免れざるも舊來の獨居監房二十五房合計百七十七房の獨居房を有し少年受刑者處遇上に於て比較的適切なる施設を爲し得べきに至れるを以て此際處遇上に於ける施設に付多少の歩を進めて之を試み以て其効果を驗せんと欲す

同じく少年受刑者拘禁の特設監たる横濱監獄小田原分監に在りては夙に階級處遇を試みつゝありて比較的良好的成績を收めつゝあることは耳にし居れる所にして我川越分監に於ても之れが試験を爲し以て其効果を驗せんと欲せしも如何せん不完全なる獨居監房二十五房及び一房二十坪なる監房六房、一房九坪なる監房十二房にては分類的の適實を期し得べくもあらず又階級處遇を爲し得べくもあらず然るに少年犯罪者、少年受刑者に對する問題は今や世界的の問題にして之れが研究、之れが施設の改善は目下の急務にして速に適切なる監房の新築若くは改築を爲し以て漸次適切なる處遇を爲さざるべからざることにして本省に於ても川越分監監房の不完全にして改築若くは新築の急要なるを認め居られ漸次其工を起すことに決定し逐次其費用を支出せらるゝこととなり前陳の如く大正二年度に於て一萬圓の豫算を以て獨居監房一棟新築の工を起すに至り乃ち大正三年三月に於て六十房

を有する晝夜獨居監房一棟落成したるを以て同年六月より舊來の處遇即ち分類的處遇に一步を進め不完全ながら階級の分類に依り階級處遇に近似せる處遇の方途を定めて以て分類を密にし之れが階級を設け行狀の良否と相待て其階級を上下し隨て其處遇に多少の等差を設け以て彼等の改悛自新を促進するに試みたり然り而して着々其効果あるを認むるに至りたるを以て今や第二の獨居監房即ち九十二房を有する夜間獨居監房工事竣成の域に達したるの際、大正四年一月中旬より更に一步を進めて右試験的處遇の規程を更に改正し階級處遇を試み尙ほ大正四年度に於て監房改築の實現を得て一層階級處遇の適實なる試験を爲し以て其効果を驗するを得ば我邦監獄界の爲め延ひては我邦刑事政策上の一參考ともなるに至るべしと信す元來我政府當局に於かれても目下少年犯罪者に對する裁判法又は少年犯罪者拘禁處遇等に於て調査審究せられつゝあることは吾人の聞き及び居る所にし

て少年受刑者處遇法の如きも早晚必ずや政府當局より發表せらるべく我々實務家は其指命を待て之れが實行の適實を期すべきは勿論なるも吾人は現行法令の範圍内に於て之れが試験的實行の承認を得以て之れが効果を驗せんとするは吾人が國家に對する忠誠の赤心より出づるものにして吾人少年受刑者拘禁の監獄に直接其任を受くる者如何にして此少年犯罪者に對する問題の重大なる責任を盡くし得べきやを常に憂慮しつゝあり而して今回我川越分監に於ける少年受刑者の處遇規程を改めて一步を進めたる階級的處遇を試みんとする其處遇の梗概は昨年六月以來試みに行ひ居れる分類階級的拘禁の實驗と獨逸に於ける「ウキットリツヒ」少年監獄の階級處遇方法を參照したるものにして現行監獄法及び監獄法施行規則其他法令に牴觸せざる範圍に於て試験的に實行するものなり敢て著しき妙案にもあらず亦未だ舊來の監房が改築若くは模様替せらるゝにあらざる以上は監房の數不足

にして充分の實行を期し難きを以て只從來より一步を進めたるの試験を爲し得るに過ぎざるべしと雖も其處遇の梗概は教育の施設と相俟て左の加き要領に依るものとす

一、教育は専ら徳義の涵養品性の陶冶、自體の發育に力め處世上必須の智能を啓發するを以て旨とす

二、教育は小學程度に依る

各學期の修業期間を六ヶ月とす

三、小學科を修了し若くは之と同等以上の學力

あるものゝ爲めに補習科を設く

四、教科目及授業時數は別表に依る

五、低能者には普通教授の外特別教授を行ひ又

特に習熟を要する作業に就く者には特殊教授

を行ふ

六、新入監者に對しては其學力を檢定し相當の

學期に編入す

七、學力は學期末及釋放時に於て之を考查評定

す但し學期中學力優等と認むる者に對しては臨時考査を行ふことあるべし

八、學力考査は毎月の成績(甲、乙、丙)を基礎とし其優劣を評定す

九、考査の成績は式を設け各本人に告知す

十、教師は就學者に對し就學者心得(別紙の通り)を説示すべし

十一、就學者には日記帳を貸與し各項目に對する要領を記載せしむ

十二、日記帳は毎朝受持教師に於て之を檢閲し教育上及處遇上の參考に資し其記事中誤字若くは不明の箇所あるときは修正又は注意を加ふべし

十三、免業日は授業を休止す

十四、教師は就學者出席簿を整理すべし

十五、就學者には作業賞與金計算高控帳を交付し之れが記入を爲さしむべし

十六、毎朝起床後一定の場所に於て深呼吸を爲す

さしめ洗面後教誨堂又は監房に於て「今日一日の愼み」を朗讀せしめ報恩の念を銘記し其實行を誓はしむべし

十七、就寢前に感謝の歌を合唱又は獨唱せしめ安靜に就眠せしむべし

十八、受刑者は處遇上左の三階級に分ち丙級又は乙級の各進級期間は四ヶ月とし各級は行狀の良否に依り其期間を伸縮又は降下するものとす

丙級

一、入監後四ヶ月を経ざるもの

二、甲級又は乙級より降下せられたるもの

三、不良行爲に因り期間を延長せられたるもの

乙級

一、丙級より進級せるもの

二、不良行爲に因り期間を延長せられたるもの

甲級

一、乙級より進級せるもの

十九、丙級は獨居拘禁、乙級は夜間獨居拘禁甲級は雜居拘禁に付す

甲級に在りては尙ほ性情、罪質、犯由、犯數刑期等を參酌して監房を別異す

二十、行狀不良と認むべき行爲(申告事犯又は犯則行爲)を分つて左の三種とす

第一種不良行爲

一、身體の洗滌を怠り清潔を保たざること

二、衣服の着方不法なること

三、房内の掃除を怠り物品の配置不整なること

四、放心にして事毎に注意を缺くこと

五、緩慢にして時機に遅くること

六、許可なくして指定したる座席を離るること

七、窓の外を望見すること

八、姿勢を正さず態度不謹慎なること

九、濫りに交談すること

十、官吏に抗言すること

十一、濫りに來監者を凝視すること

第二種不良行爲

一、修學勸勵せず作業又は體操を怠ること

二、重大なる過失に因り房内の器具、作業素品又は書籍其他の物品を毀損すること

三、監房の内又は外にて高聲を發し靜肅を紊ること

四、他の受刑者と爭論し罵詈を交ふること

五、濫に他の受刑者に對し書面を送ること

六、濫に物品を授受すること

七、許可を得ずして私に物品を所持すること

八、故らに飲食物を粗末に取扱ふこと

九、監房内外の壁又は器具に落書すること

十、故なく作業の變更を申出ること

第三種不良行爲

- 一、引續き怠慢に流るゝこと
 - 二、官吏に對し抵抗又は暴慢の行爲あること
 - 三、就業を拒むこと
 - 四、命令に違ひ服従を拒むこと
 - 五、虚言を弄すること
 - 六、物品を竊取すること
 - 七、猥褻の交談又は舉動を爲すこと
 - 八、他人を毆打傷害すること
 - 九、他の受刑者を煽動し又は陷害せんとすること
 - 十、暴行脅迫の行爲あること
 - 十一、逃走を企つること
- 二十、進級期間は左の例に依り之を延長す
- 第一種不良行爲ありたる者 五日
 - 第二種不良行爲ありたる者 十日
 - 第三種不良行爲ありたる者 十五日

乙級に在る者にして一ヶ月内に三十日以上を延長するものは丙級に降下し第三種不良行爲ありたる者にして其情狀特に重きときは一回の申告に依り監獄官會議の決議を経て丙級に降下することを得

丙級に降下せられたる者再び乙級に進むには一ヶ月間行狀善良にして何等不良行爲なきことを要し先きに一度甲級に在りたる者は乙級に進みたる後一ヶ月間行狀善良なきときは監獄官會議の決議を経て甲級に復歸せしむることを得

二十二、丙級、乙級の期間を短縮する場合は左の例に依る

- 一、一ヶ月間行狀善良にして作業成績科程を了したる者 五日
- 二、一ヶ月間行狀善良にして學科體操を勉勵する者 五日
- 三、進級期間の近づきたる者に對し監獄官

會議に於て特に短縮の必要ありと認めたる者 七日以内

二十三、各級の處遇は左の各項に依る

丙級

- 一、副食物は魚肉又は獸肉を與へず
- 二、衣類臥具、雜具は下等品を貸與す
- 三、入浴は夏期は五日に一回、冬期は七日に一回とす

乙級

- 一、副食物は獻立表に基き魚肉又は獸肉を與ふ
- 二、衣類臥具、雜具は普通品を貸與す
- 三、規定の範圍内に於て監房内閱讀書籍の數一冊増貸す
- 四、監房内に算盤の携帯を許す
- 五、入浴は夏期は三日に一回、冬期は五日に一回とす
- 六、上衣の左胸部に菱形(徑八分)白色の徽

甲級 章を縫着せしむ

- 一、副食物は獻立表に基き魚肉又は獸肉を與ふ
- 二、衣類臥具、雜具は成るべく優良品を貸與す
- 三、規定の範圍内に於て監房内閱讀書籍の數を一冊増貸す
- 四、特に指定したる場所に於て書籍の閱讀を許す
- 五、監房内に算盤の携帯を許す
- 六、學用品は成るべく優良なる物を貸與す
- 七、入浴は夏期は二日に一回、冬期は四日に一回とす
- 八、上衣の左胸部に圓形(徑一寸)白色の徽章を縫着せしむ
- 二十四、甲級に屬する者にして特に行狀方正、學業成績優等なるものには前條に於ける徽章

見たるも未だ以て作業上の満足を得るまでには前途尙は遠遠なるの狀にして適業を得るに汲々として努めつゝあり而して監房には悉く電燈の設備を爲し今囚に夜業を課し以て少年の陥り易き通弊たる居眠關係に於ける早寢の弊を矯正することに既に一年間之れが實行を爲したる今日に在りては以前と大に趣を異にするに至れり作業は尙は開展を要する次第にして今や農業の如きも更に一步を進めて此上に幾許の借地を爲し農業就業者を増加せんとて其計劃中に在り

余輩固より淺學短才殊に少年犯罪者に對し何等特殊の智識を有するにあらず只誠意と熱心とを以て其事に當り當局の懇篤なる指導と僚友其他の深切なる援助とに依り以て其責任を盡くさんとするのみ冀くば大方の士垂教を吝む勿れ

保 護

○新潟縣下の保護事業と司

法官の活動

同縣下には從來新潟縣出獄人保護會外五會ありて保護事業に斡旋する所ありたるが更に之が統一機關たる聯合保護會を創立するの必要を認め去る大正二年十二月新潟市々々參事會員櫻井市作氏を會長に載きて茲に新潟縣聯合保護會を設立し爾來各保護會と脈絡を通じ銳意新業に努力し漸次良好の成績を擧げつゝあるは勿論各地、又、保護會の新設せらるゝもの相踵ぐの氣運に向ひたりしが此程新潟地方裁判所檢事正福田武規氏は左記訓令を以て管内各檢事をして豫て各地保護會と氣脈を通じ執行猶豫起訴猶豫等の者をも保護せしむるに至れりと云ふ。

保

近來免因保護會ノ管内各地ニ設立セラル、氣運ニ相向セ候ニ付テハ平素可成氣脈ヲ通シ執行猶豫起訴猶豫等ノ者ニシテ保護會ノ保護ヲ受ケシムルヲ便宜ナリトストキハ、犯人ノ性行殊ニ其習癖家庭トノ關係、犯罪ノ事實保護ニ必要ナル點等ヲ記シテ保護會ニ通牒シ相當ノ保護ヲ與ヘ候様取計ハルベシ
右及訓令候也

○鹿兒島縣保護協會各支會之設置

鹿兒島縣下に於ては免因保護事業の普及を期するの目的を以て縣知事を始め檢事正並に典獄等諸氏の斡旋盡力に因り鹿兒島縣保護協會と云へるを設置せられたる事は過般本誌に於て報導する所ありしが其後事業漸次其緒に就き各地に支會を設立することなし出水郡揖宿郡は各十二月八日川邊郡薩摩郡は各同十八日肝屬郡は同二十一日を以て夫々支會を開設し日置郡も既に成立の協議相熟し居れば遅くも一月中には創立の運に至るべく又其他の郡部にては目下寄々協議中の由なれば各部に支會の創設を見るに至るは遠からざるべく然る上は

保護協會を中心として各支會は相互に氣脈を通じ大に活動する見込なれば同縣下の新業の將來は直ちに刮目に價すべしと云へり各支會の規定は大抵大同小異なれば茲に煩を省き出水郡支會の規定のみを左に掲ぐ

第一條 鹿兒島縣保護協會出水郡支會規定

第一條 支會は鹿兒島縣保護協會出水郡支會ト稱シ事務所ヲ出水郡役所ニ置ク

第二條、當支會ハ會則第三條ノ事業ヲ達セン爲メ左ノ通り保護區域ヲ定メ各區ニ區長ヲ置ク

ク

第一區 阿久根村 第二區 野田村

第三區 高尾野村 第四區 上出水村

第五區 中出水村 第六區 下出水村

第七區 東長島村 第八區 西長島村

第九區 大川内村

第三條、各保護區域内ノ區長又ハ委員ハ其區域内ノ歸住者又ハ轉住者ノ保護ヲ擔任ス

第四條、當支會ノ維持ハ會員ノ熱心及篤志家ノ義捐金ニ依ル。但シ便宜上各區域毎ニ維持方法ヲ定ムルコトヲ得

第五條、本會ヨリ要保護者ノ通知ヲ受ケタルトキハ支會長ハ直ニ區長又ハ保護委員ニ相當ノ處置ヲナスベク通知スルモノトス

第六條、區長又ハ保護委員ハ十月、四月ノ兩度其保護ノ狀況成績並ニ收支決算ヲ支會長ニ報告スルモノトス

因に同縣下獨特とも謂ふべき點は各保護支會の事務所が孰れも郡役所内に設置せられあること是れなり勿論他の府縣に於ても此例なきにあらざれども既設各支會の全部が然るに至ては同縣下に於て始めて見たる所にして事の得失は別問題とするも地方官殊に各郡長諸氏が如何に斯業に熱心盡力せられつゝあるかを識るに足るべしと思はる。

○播磨出獄者保護會近況

播磨出獄者保護會は客年十二月十一日姫路市公會

保護場新築中の處工事落成を告げしを以て去る十一月一日入佛式及竣工式を舉行せり當日同會本部より莊田副會長中村光弘兩理事の來場あり來賓として愛知縣知事代理今野保安課長名古屋控訴院杉本檢事岡崎區裁判所守永吉武の兩判事並に本郷檢事福岡代議士吉川額田郡長千賀岡崎町長其他在岡各官衙長學校長縣會議員郡會議員町會議員商業會議所會頭副會頭銀行會社長辯護士新聞記者眞宗大谷派管事及國役慈善家等無慮百數十名出席し祝辭及講演等ありて頗る盛況なりき就中當日會長祝辭左の如し

會長祝辭

愛知慈惠會三河支部新築落成ヲ告ケ本日諸賓ノ來臨ヲ忝フシ茲ニ竣工ノ式ヲ舉行ス本會ノ光榮何ヲ以テ之ニ加ヘン

我慈惠會ハ夙ニ時代ノ趨勢ニ鑑ミ去ル明治三十四年十二月當町ニ三河支部ヲ設置スルヤ篤志者慈善家諸氏ノ深厚ナル賛襄ヲ得示來會員一萬有餘ノ多

堂に於て第七回評議員會を開催せり當日は年末に拘らず各評議員多數出席熱心熱議せり殊に神戸監獄典獄有馬四郎助氏も參會せられ本會の爲めに盡されたり當日の議事としては花房教氏會長辭任に付後任會長の選定及保護場敷地購入並に規則改正等の諸件を議せり其結果神戸監獄姫路分監長典獄補佐瀨庄三郎氏を會長に推選し花房教氏を主事に選定せり保護場敷地購入の件に付ては各評議員異議なく可決し目下専ら會長指揮の下に購入の手續中なり猶姫路市長堀音吉氏の盡力により姫路市元商業學校舎監室桁行四間三分梁行四間三分此建坪十八坪四合九勺を同會に讓與のことに市會にて議決せし由にて漸次發展の域に進みつゝありと。

○愛知慈惠會三河支部保護場入佛式及竣工式概況

愛知慈惠會三河支部は地を岡崎町大字梅園にトシ擴張せらるゝに至る伏して惟るに優渥なる 聖旨の貫徹に微力を竭すは蓋し本會の一大義務たる

數ニ達シ事業稍其緒ニ就クヲ得タリ然レトモ職ヲ出獄者ノ方面ヲ見ルニ三河支部ノ管内ニ歸住シ保護ヲ要スヘキ者累年其數ヲ増加シ勢ヒ保護場ノ建設ヲ必要トスルニ至リ將ニ其企劃ヲ爲サントスルニ當リ偶々日露ノ戰役ニ遭遇シ經濟界ノ變調ハ延テ資金ノ募集上多大ノ影響ヲ來シ經營意ノ如クナラス荏苒機運ノ再會ヲ俟ツノ餘義ナキニ至レリ大正元年九月恩赦令ノ喚發セララル、ヤ恩典ニ浴シテ出獄ハル者陸續トシテ増加スルニ至リタルヨリ焦眉ノ急ニ應スル爲メ當時大谷派岡崎別院構内ニ假リニ臨機ノ保護場ヲ置キ以テ直接及間接ノ保護事業ニ從事シ着々斯業ヲ經營スルヲ得タリ此趨勢ニ伴ヒ積年企劃セル保護場建設ノ必要愈急ニ益々切ナルモノアルニ際シ大谷派岡崎別院ヨリ特ニ其建築費ノ寄贈ヲ忝フスルヲ得遂ニ本建築ノ議ヲ決定スルニ至レリ

偶々本年五月復々更ニ恩赦令ノ發布セララル、アリ恩典出獄者ハ一層其數ヲ増加シ事業ノ範圍亦漸ク

ヲ信シ即チ工ヲ起シ萬障ヲ排シ直往邁進工程豫期ヲ違ヘズ茲ニ建築其工ヲ竣ユルヲ得ルニ至ル之レ固ヨリ支部理事以下當事者ノ精勵熱誠ノ然ラシムル所ナリト雖モ抑々亦博愛ナル篤志者慈善家諸氏殊ニ大谷派本願寺岡崎別院ノ多大ナル援助ニ因ルニ非ズンバ奚ンゾ能ク此ノ如キヲ得ンヤ是レ深ク歡喜感謝ニ堪エザル所ナリ

然レドモ之レ我等ガ所期ノ第一歩ニ過ギズ事業ノ前途尙ホ遠遠ニシテ任務ノ重大ナルモノアルヲ自覺ス庶幾クハ各位ノ翼賛ニ據リ今後益々奮勵努力斯業ノ發展ヲ計リ以テ社會人道ノ上ニ貢獻スル所アラン事ヲ期ス

大正三年十一月一日

財團 愛知慈善會 法人

會長 高橋文之助

○福島遷喬會の社團法人

福島縣に於ける保護機關としては其直接なるは本監所在地に福島遷喬會あり其分監所在地には會

保護の實績從是見るべきものあるべし

○宮城縣巨理郡保護會發會式

宮城縣佛教救濟會巨理支部の發會式は舊臘六日同郡巨理小學校に於て舉行されたり、同日午後一時間支部長開會を宣し續て式辭を朗讀せられ次で巨理郡長の祝辭演説あり次で救濟會本部氏家主事、會の趣旨を説き次で同會木村會長は諸惡莫作の四句の偈に就て佛教の大意を述べ、是より江澤典獄の宮城縣郡市別犯罪比較並に保護事業に依り年々犯罪者の減少せる狀況を各統計圖に就て頗る詳密なる講演あり、最後に檢事正代理永野檢事の犯罪の由來、行刑の方法等法律上趣味ある講演あり何れも聽者に多大の感動を與へ午後四時首尾克く散會を告げられたり。

因に同會の保護區域は巨理郡一圓にして會則は總て救濟會本部の規則を準用し、間天外氏を支部長に擧げ各町村に一名の理事を置き保護上實地の活動を擔任せらるゝ事となれりと云。

津、白河、平、中村の保護會あり其間接なるものには縣下各宗協同經營の佛教慈善會なるものありてそれ〴〵機關の下に保護上に功獻しつゝあるも其基礎確立せざる爲保護の徹底を期する能はざるの憾みあり茲に於て福島遷喬會は曩きに社團法人の申請中之處十一月十二日附司法大臣の許可を得たるを以て去十二月五日日本監樓上に於て第十回總會を開く、會するもの縣官、司法官、宗教家、實業家、紳士、辯護士、新聞記者等六十有餘名にして赤塚典獄の事業會計の報告ありて評議員の撰定、總裁、理事の推舉並豫算案及執務細則等の議事あり總裁には太田本縣知事、理事には挾間檢事正、赤塚典獄を推舉し將來の發展及基礎確立に付て列席各會員の眞摯なる希望演説等ありて夕陽南山に没し新月

信夫山頭を照らす比ひ散會したり猶本會將來の發展に就て赤塚典獄は銳意所期の目的貫徹の爲に努めつゝあれば其基礎の確立を見るに至るべく斯くして佛教慈善會の自覺と奮勵とに待たば蓋し本縣

彙 報

●不親切を憤て傷害 竊盜罪三犯懲役五年三月石井又藏は神戸監獄姫路分監に於て受刑中の處同工場出役四懲役五年一月二十四日坂田字之助なる者が同囚に對し替て不親切の行爲を敢てしたりさて深く之を衝み居たるが、客臘三日午前十一時三十五分頃前記字之助を許て工場内剛入口に誘ひ出し兼て鐵片を竹管に挿入して密造し置きたる小刀機のものゝ振て突然字之助に斬り懸り同人の頭部胸部等六ヶ所に休養二週間を要する重輕傷を負はしめたり、之が爲め又藏は直ちに檢事へ告發せられたるが、右兇行に用ゐたる鐵片は糸繰車の銼金を剝取し機修繕の際金櫃にて打ち伸し刃を付したるものなる由、

●精神異狀の結果縊死

客年八月安濃津監獄に入監したる受刑者竊盜罪懲役八月鈴木勘五郎は同年十一月より右脛骨骨髓

炎症に罹り爾來病監に收容治療中更に精神に異狀を起したるを以て特別觀察に付し一層注意を加へ居りたる處客年十二月一日午後六時頃着用の三尺帯を居房背面上約六尺の窓格子に掛け長一尺幅五寸の食器箱を縦に立て掛けて足塞まし帯を咽喉部より後頭部に結束して縊せざるを交替看守發見し直ちに監獄醫の應急手當を受けしめたるも遂に蘇生するに至らず右死因は全く精神異狀の若

果に依れるものなりし云ふ。

●傳染病患者の死亡 栃木縣宇都宮市西原町竊盜罪五犯懲役一年十月二十七日大野庄三は甲府監獄に於て服役中兼て胃加答兒症に罹り病監に收容中客年十二月四日頃より體溫漸次上昇し且稽留の状態を認め其症狀 腸壁扶斯の疑ありたるを以て同月十二日精診したる結果該症と確定し直ちに隔離病監に移し嚴密なる消毒豫防方法を施行したるが同因は翌十三日午前零時三十分遂に死亡したり尤も幸にして他に傳染の徴候更に之れ無しと云ふ。

●受刑者奇禍に斃る 竊盜罪八犯懲役九年有本徳次郎は客月十八日綱走監獄泊込出役所に於て他の受刑者九名と共に俊木業に従業中同日午後零時十分頃懲役二十年因奥原熊吉なる者徑一尺三寸高約十三間餘の壁立木伐採の際南方に倒す見込なりしを風位變換したるが爲め俄然東方に倒れ懸りたり然るに前記徳次郎外一名は恰も同方面に於て木材搬出に従事し居り頗る危険に瀕したるを以て飛躍者及囚徒は疾呼急を告げたるに一名は急遽左方に避けて危難を免れたるも前記徳次郎は狼狽し却て東方に避けたる刹那哀れむべし右倒木の先端に壓倒せられ後頭部に打撲傷を負ひて人事不省に陥りたるより一旦出張所に收容し更に本監に押送し同日午後四時到着と共に監獄醫の診察を受けしめたるも尚呼吸脈を存せるより百方蘇生に努めたるも其效を奏せず同日午後六時終に落命せり。

●上訴囚の経死

客年十月詳載被告事件により新潟監獄に

午前十時頃同房者一人は裁判所に出庭し他の一人は取調の爲め出房し他に同房者なきを機と看守の隙を窺ひ房内備付の食器入箱を踏臺として居房窓鐵格子に兵兇帶を掛け縋首したるを同十時十分頃に至りて發見し直ちに救急手當を施し尙監獄醫に急報して治療を加へしめたるも縋首後既に十數分を経過したるに高齡者なりしことにより終に蘇生するに至らず同囚は曩に同一事件により入監したる事ありたるも不起訴出監したるに間もなく再び入監の身となり且既に老域に達し到底行刑の苦痛に堪へ難しと悲觀し厭世自死の念を起したるものなるべしと云ふ。

●宮城監獄演武納會狀況

宮城監獄山臺分監にては舊臘二十日を以て演武の納會を同監獄武場に於て舉行せり當日午後一時新任用村分監長開會を告げ是より試合十數番何れも其粹を抜きたるものにて頗る勇壯なり試合了りて江澤典獄武道の十二徳(一)忍耐(二)禮儀(三)勇氣(四)果斷力(五)智謀(六)注意(七)機敏(八)臨機應變(九)公明正大(十)集中力(十一)不動心(十二)體力増大(十三)一々例證を挙げ痛切に武道を奨励せられ終て祝宴の儀あり主客十二分の歡を盡し解散せり

●宮城監獄の醫務一斑

宮城監獄の衛生狀態は近時其の見るべきもの甚多く病監患者の如きも其數次第に減少し昨秋十一月二十日に至りては病者一人をも留めず爲めに病監一時空屋と成るに至れり、如斯に殆んど他に類例を見ざる所として取りあへず前號に報導し置きたるも其後同監の衛生的設備の方法を聞くに

入監したる新潟縣南蒲原郡三條町古物商小林豊太郎(文久二年生)は同年十一月九日同地監獄所に於て懲役一年六月の罰を受けたるが之に服せず控訴申立の結果同月二十七日同地地方裁判所に於て控訴棄却の判決を多けたるに尙之に服せず更に上告を爲したるものなるが客年二月二日午前六時二十分頃房内備付の水鏡(高一尺)の水を他の容器に移し之を便所蓋板の上に伏せて踏臺とし自己使用の木籠六尺程を高五尺八寸の居房格子の横に打掛け縋首し居るを同六時三十分頃人員點檢の際看守部長發見し救急手當を加へたるに其効なし同囚は平素性質快活にして別に怪むべき舉動を認めざりしものにて察するに前科既に四犯ありて今次の刑罰の免るべからざるのみか齡漸く高く前途宛なきを悲觀し死を決したるものなるべし。

●裁判所構内より逸走 客年十二月二十七日竊盜外一罪被告事件により宮崎區裁判所の召喚を受けたる當時宮崎監獄在監刑事被告入宮崎縣宮崎郡青島村平民大岩根宗義は同日午後二時三十分退廷後裁判所構内留置場に歸場の途次看守の隙を窺ひ突如逸走して西南に當る日州新聞社裏通に出でたるより護送看守時を移さず急追し同二時三十五分市内橋通二丁目に於て追及捕縛したり。

●白晝の経死 岡山市上出石町平民青物行商土坂又吉(嘉永元年生)は竊盜及遺失物横領被告事件により客年三月三日岡山監獄に入監したる者なるが爾來難居拘禁(三名)に附し深きたる所同五日

(1)直接衛生

一、被服及臥具

イ、貸與期間及情狀増減(別表)

ロ、洗濯定期並日光消毒(別表)

二、食物及飲料

イ、献立に注意を拂ひ變化に努む

ロ、一日一回肝油を用ゆ(一人五分)

ハ、井戸は年二回検査を行ひ飲料上の適否を定む

ニ、飲み水は必らず煮沸したるものに限る

其量一人一日二合とす(夏期は特に三合)

(説明)右は三食以外の飲み水を謂ふ

三、入浴及運動

イ、入浴 一週一回(夏秋は五日に一回)

ロ、理髮 三週一回 髻剃は一週に一回

ハ、運動 獨居者は毎朝三十分

工場出役者は毎日晝食前十分間在病監者毎日午前午後各一時間

(2)間接衛生

一、空氣

夏期は監房及工場の換氣法を勵行す

冬期は各工場の暖爐を備へ華氏三十五度以下の場合に使用す

但し老若及び病後者の出役せる特設工場(第四工)は特に四十度以下の場合に使用せしむ

二、清潔法

監房に付ては日々掃除を行ひ工場に付ては例月一回掃除を行ふの外、毎年末には工場及監房の大掃除を爲し來りしも構内建物全體に亘る消毒の大清潔法は昨夏始めて實行し所期の如く完了するを得たり

(3)其他

監獄醫は時々教誨席に臨み衛生上各般の事項に就て日々的心得を示し在監者をして進んで衛生に注意せしむるの方法を執れり

上に述べたる被服の貸與期間並に洗濯の狀況等概れ左の如し

(一)在監人被服臥具貸與期間表

被服	貸與期間	洗濯
總入長衣	自十一月十一日(七ヶ月)	房
總入短衣	自十一月十一日(七ヶ月)	工
給長衣	自五月三十一日(七ヶ月)	場
給短衣	自六月三十日(九ヶ月)	
單長衣	自七月十一日	
單短衣	自六月二十日	

被服	洗濯	日光消毒	定期
「單衣」「襦袢」	「股引」	「季節」	「ヨリ」
八十日	一回但自辨洗衣モ同シ		
「給」	ハ二ヶ月一回		
「襪」	ハ十日一回夏季ハ一週間一回		
「帶」	ハ三ヶ月一回夏季ハ一ヶ月一回		

(備考)病弱者ニ對スル貸與ハ監獄醫ノ意見ニ基ツキ其都度典獄ノ認可ヲ得本表ニ據ラサルコトヲ得

(二)被服臥具の洗濯及日光消毒の定期

五「垢取」及「枕掛」ハ二ヶ月一回夏季ハ十五日一回

六「綿入」及「布圍」ハ一ヶ月一回夏季ハ一週間一回日光ニ曝晒シ濕氣ヲ防ク

(三)療養費累年比較

年度	金額
大正元年	金九百九拾壹圓五錢
同二年	金八百六拾九圓八拾六錢
同三年	金貳百四拾圓拾四錢

(大正三年度ハ十二月三十一日マテ)

(四)患者數

年度	總囚人員	休養患者	輕病患者	休養者百分比例	輕病者百分比例
大正元年	1,001	235	1,777	23.5	177.7
同二年	62	15	65	24.3	106.3
同三年	62	16	66	25.8	106.6

(五)死亡者數

年度	總囚人員	死亡者	百分比例
大正元年	1,001	15	1.5
同二年	81	20	24.7
同三年	78	12	15.4

●兒島文學士看守長拜命 石川縣文學士兒島時中氏は大

正三年七月東京帝國大學を卒業したる人なるが、本月九日附を以て看守長入級に拜命し、葉鶴監獄勤務を命ぜられたり氏は教育學專門にて主として、葉鶴監獄未成年監獄教育を擔任する等なり法學士の看守長や監獄局附の司法屬に就て珍しからざるも文學士にして看守長たりしは兵を以て嚆矢とす云ふ、死も角新智識に富める人士が、進んで斯界に入り來り多年の經驗家と協力して監獄事業の改善に従事するに最も喜ぶべき現象と謂ふべし

●獎勵費の削除に就て

司法省に於ては明治四十一年度以來免囚保護事業獎勵の爲め年々金壹萬圓を豫算に計上し明治四十四年に至り更に増額して金壹萬圓とし毎年一回各保護會の請求に因り其成績等を調査し金若干宛を交付し來られ其効果鮮からざりしことなるが、昨年第二次行政整理の際不幸にして大正四年度の豫算には全然削除せらるるの運命に遭達せしは餘儀なき所なりとす然るに一面三井家の寄附行爲に成る財團法人輔成會にては基金の利殖に依り從來政府の獎勵費と同額位に優に之を支出し得る筈なるを以て來年度以降は輔成會より獎勵金の交付を爲すに至るべし但し今後の獎勵金交付に就ての條件は司法省舊來の條件と同一なるや否やは未だ明ならず何れ相當の時機に於て證議の上發表せらるる由に聞けり

○會計法上の疑問に就て

定額戻入の範圍竣功調査作製方並に國有林野產物の購買と隨意

契約に就き司法省會計課員語りて左の如く云へり
因りて茲に之を掲げて實務家の參考に供すること
とす

○定額戻入の範圍

會計法第二十三條には誤拂過渡となりたる金額
の返納出納の完結したる年度に屬する收入及其
の他一切豫算外の收入は總て現年度の歳入に組
入るを以て正當とす但し法律勅令に依り前金渡
概算渡繰替拂を爲したる場合に於ける返納金は
各々之を仕拂ひたる經費の定額に戻入ること
を得とあり同條但書は前金渡概算渡繰替拂を爲
したる場合の返納金に限らず前金渡概算渡繰替
拂を爲し得べき費途なる以上は其仕拂上生した
る誤拂若くは過渡に係る返納金と雖も總て定額
へ戻入し得る趣旨なりとす故に例へば本拂した
る旅費の過渡金に付ても亦概算渡を爲したる場
合と同様定額戻入を爲し得へく又旅費の概算渡
に對し一旦精算の後其精算に誤謬ありたる場合

契約を以て賣拂ふことを得べきものなるを以て
此勅令の結果として官廳が其用に供する爲め隨
意契約を以て國有林野産物を購買することを得
と謂はざるを得ざればなりと云へり
○在監者食糧米麥其他購入數量及價額
調中追加事項 先般監獄局より各監獄へ參考
の爲め送付せられたる大正三年度上半季分在監者
食糧米麥其他購入數量及價額調中左の記入を脱せ
りと云ふ

(一) 表、米之部

石數	單價	價額

(二) 表、雜貨代用品之部

石數	單價	價額

及ひ精算渡旅費の過渡ありたる場合に於ける返
納も亦定額戻入を爲し得へしと云へり
○竣功調書作製方
請負工事の費額を千圓以上と豫定し競争契約に
附したる處千圓未満を以て落札したる場合には
竣功調書を作製することを要せず蓋し會計規則
第六十七條第一項に各省大臣千圓以上の工事に
付ては竣功の後其工事を監督したる官吏又は技
術者をして之が調書を作らしむへしとあるの所
謂「千圓以上」とは現に落札したる費額に依りて
定むべきものにして最初官廳に於て豫定したる
費額に依りて定むべきものにあらざればなりと

○國有林野産物の購買と隨意契約

國有林野産物を官廳が其用に供する爲め購買す
るには隨意契約に依るを得べきものとす蓋し明
治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野産物
の隨意契約に依る賣拂に關する件)に依れば國
有林野産物は官廳用に供する場合に於ては隨意

叙 任

- 五級俸下賜
 - 典獄(佐賀) 長谷川喜一
 - 典獄(小宮) 加藤勝次郎
- 七級俸下賜(各通)
 - 典獄(長野) 逸見祐之助
 - 同(熊本) 山本 鐵吉
 - 同(秋田) 佐野 佳夫
 - 同(鹿所) 椎名 涌藏
- 八級俸下賜(各通)
 - 典獄(沖繩) 岡部 安藏
 - 典獄(札幌) 立石 重司
 - 同(十勝) 木島 正三
 - 同(盛岡) 引野 信夫
 - 同(高松) 中村 時夫
 - 同(山形) 香川又二郎
- 叙高等官七等八級俸下賜(各通)
 - 監獄警(鹿兒島) 關 長 晋
 - 同(岐阜) 青山時三郎
 - 同(函館) 古川順一郎
 - 同(青森) 城戸 貞美
 - 監獄警(松江) 大串榮太郎
 - 同(高知) 小橋 良善
 - 同(水戸) 萩谷 忠
- 二級俸下賜(各通)
 - 監獄警(松江) 傳藤 利家
- 三級俸下賜(各通)

同 (新潟) 關 毅

給月俸二十七圓(各通)

看守長(松山) 堀尾 貫道 同 (京都) 山本 淺吉

給月俸二十六圓(各通)

看守長(秋田) 細川 嘉吉 同 (横濱) 瀧藤 義三

同(安流津) 川頼勝太郎 同 (奈良) 大場 正雄

同(神戸) 齋藤 信一 同 (水戸) 西郷 民吉

給十級俸(各通)

看守長(宮城) 都築 正繁 同 (山形) 那須 友次

給月俸二十三圓(各通)

看守長(宮崎) 古賀 大藏 同 (岐阜) 酒井豊太郎

給月俸二十二圓(各通)

看守長 氏家孝太郎 同 服部菊次郎 同 梶谷 種吉

同 金子 利義

叙正八位(各通)

看守長 氏家孝太郎 同 谷田岩之助 同 中村 國吉

同 上田子之吉 看守長兼技手 岩 義 義爲

叙勳八等(各通)

○監獄協會々報

○茶話會

客臘十二日(第二土曜日)午後二時より本會講堂に於て茶話會例會を開催せり講師は曩に歐洲に遊學して歸朝せられたる東京地方裁判所判事法學士木村尚達氏にして「刑事政策上より見たる獄制の變遷」と題し劈頭文物制度研鑽の要は其沿革を尋釋するの捷徑なるに如かずと斷し刑政智識の司獄官に須要なる所以を前提して本論に入り往古草昧時代に於ける追放、反座等の私刑制度に付東西其揆を一にせる點を比較論證し進で歐米諸國に於ける刑罰制度の變遷に就き縷々二時間に涉りて詳論せられたるが其要點を摘録すれば十六世紀の末葉に至るまで威嚇と峻嚴とを旨としたる慘酷なる刑罰制度は人權思想の勃興と共に一變して感化改善

を主とするの傾向に越き羅馬國サン、ミケル幼年監及び白耳義國ガン懲役監等特殊監獄の設立を見るに至れり加之十一世紀の末葉より數世紀の久しきに彌れる十字軍の戦亂に胚胎せる乞食、浮浪者等毒の徒激増したる結果歐洲諸國は競て之が救治に腐心しアムステルダムに於ける紡績場、英國に於ける勞働所の如き専ら強制的勞働による惡癖矯正を目的とする勞働場の新設ありて刑政上至大の影響を齎したりしが殊に近世監獄學の鼻祖ジョン、ハワード氏起て監獄改良の急務を絶叫し踵て文豪モンテスキュー、ルウソー等又宏識卓見を以て自由、平等、博愛を唱導して以て當時鬱勃たる思想を爆發せしめ茲に刑政上の一紀元を劃し新舊兩學派の對立を生ずるに至らしめたりしが會々北米合衆國に於ても又刑罰制度改革の聲漸く熾にして所謂獨居を旨とするペンシルヴァニア制と晝間雜居夜間獨居を旨とする所謂オーバン制との駢立を見るに至れりと述べられ一轉して濠洲に於ける

流刑制度に迫り最後に現今獨逸國に於ける獄制を詳論して講演を結ばれたるが拍手の裡に降壇せられたるは午後四時にして終了後別室に於て茶菓の饗應あり斯て歡談後全く散會したるは午後五時なりき、當日出席諸氏の芳名如左

- | | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| 森 庄太郎 | 中村忠五郎 | 石橋 億治 | 尾形 政司 |
| 池田 清吉 | 吉田徳三郎 | 正岡 豐市 | 玉木 松藏 |
| 平 善三郎 | 清水野次郎 | 折居 季雄 | 駒井 梅 |
| 尾形 義一 | 篠原秋次郎 | 岡 富治 | 小谷 清吉 |
| 渡邊 三郎 | 水野幸右衛門 | 小館 房吉 | 安藤 重藏 |
| 田中 銀六 | 坂本 武雄 | 色川 清七 | 吉田 吉藏 |
| 高橋 健 | 砂川 熊吉 | 齋藤 英 | 澤田 龜造 |
| 山下 由尾 | 佐藤嘉次郎 | 築山 英雄 | 赤近 義正 |
| 吉田橋之助 | 日暮源吉 | 高田國次郎 | 上野 泰吉 |
| 小橋川昭慶 | 吉田源太郎 | 柴田 英之 | 宮瀬 正義 |
| 中谷 一夫 | 長谷川鐘太郎 | 長谷川孝善 | 中島 直人 |
| 末光 柴平 | 毛利 榮教 | 羽柴瑪之助 | 木下 龍英 |
| 山中儀三郎 | 堀尾岩太郎 | 扇谷 與三 | 戸田喜太郎 |
| 小原綱五郎 | 澤田利喜三 | 林 定弘 | 仁科 正枝 |
| 山口 智信 | 赤城 一雄 | 長山 始 | 秋元源次郎 |
| 齋藤 敬二 | 齋井 宗成 | 島田鏡太郎 | 島田 榮造 |

關 久之助 長谷場圭介 青山 忠一 藤井 惠照
 齋藤 廉清 河野 純孝 古矢 嘉助 黒澤 勉
 伊藤 俊光 大田 曆二郎 屋山 朝太郎 白井 勇松
 渡邊 武直 加藤 勝次郎 森 元祐 坪井 直彦
 木名瀬 禮助 谷田 三郎

○贈與金

客年十二月中本會々則第一條により元典獄補花房
 敦氏外四拾四名に對し夫々拾壹圓以下の金員を贈
 與せり

○輔成會々報

○其後の加盟保護會

府縣別	名稱	所在地	保護方法	保護範圍	備考
大阪府	安徳會	西成郡豐洲 町南浦江	接山縣郡一圓	會長 東海曹宗	移轉先 備考
大阪府	德會	西成郡豐洲 町南浦江	接山縣郡一圓	會長 東海曹宗	移轉先 備考
大阪府	德會	西成郡豐洲 町南浦江	接山縣郡一圓	會長 東海曹宗	移轉先 備考

○保護會の移轉

第二回免囚保護講演集

菊版貳百八拾四頁 外ニ遞送料
 壹部實費金拾壹錢

本書ハ客秋本會ニ開催シタル免囚保護
 事業講習會ニ於ケル諸講師講義ノ速記
 ヲ編輯シタルモノニシテ之ヲ精讀スレ
 ハ講演會ニ出席シテ親シク各専門講師
 ノ聲咳ニ接シ其眞摯熱烈ナル講義ヲ聽
 講スルニ異ナラス監獄及免囚保護ノ事
 業ニ從事セラル、諸氏ノ必ス一讀スベ
 キ良書タリ

發行所

輔成會

麹町區西日比谷町一番地
 電話新橋一三六八番

會費拂込注意

一 會費を振替貯金へ拂込まるる向き
 にして拂込まるるときは必ず通知書
 の裏面通信文欄内へ年月人員壹人當
 りを記せられたし

二 金額五圓未満の會費を銀行に拂込
 るゝよりも振替貯金へ拂込るゝ方便
 利なり振替貯金の口座番號は本誌表
 紙の裏面にあり就て看られたし

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百五十八頁
 挿圖百九十五頁
 實費郵稅共金三拾六錢

法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度並ニ救濟事業

菊版百三十五頁
 實費郵稅共金貳拾四錢

勝友 共生生活叢書

上下貳編

菊版貳百五十五頁
 實費郵送料共金參拾錢

東京市麴町區西日比谷町一番地
 監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京 貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正四年一月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京府豐多摩郡大久保町大字
四久保三百七拾番地 伊藤 俊光
印刷人 東京市四谷區受住町二番地 磯村 政富
印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地 同 勢 舍
發行所 東京市麹町區四日比谷町壹番地 電話新橋壹六八番
賣捌所 東京市四谷區受住町二番地 東京 書院